

支えあい、ともに生きる安心と健康のまちづくり

# 第2次 奈良市地域福祉計画



平成25年3月

奈良市



## はじめに



本市では平成18年7月に、市民の皆さんと、職員等が話し合う「福祉のまちづくりを考える集い（住民座談会）」などを実施し、「支えあい、ともに生きる 安心と健康のまちづくり」をめざし、公民協働で第1次奈良市地域福祉計画を策定いたしました。

この第1次計画に基づき、これまで地域での支えあい・助け合いの必要性についての啓発や、地域福祉を推進していくうえでの基盤整備を進めてまいりました。

しかし近年では、核家族化が一段と進行し、高齢者世帯が増加する中、地域住民同士のつながりの希薄化などにより地域での問題解決が難しくなっており、さらに高齢者の孤立死、虐待などが新たな社会問題となってきました。

こうしたことから、第1次奈良市地域福祉計画の成果と課題を踏まえ、必要な見直しを行う中で、新たな社会問題などを含めたさまざまな問題解消に向け、より効果的・効率的な地域福祉の推進を図るため、第2次奈良市地域福祉計画を策定したところであります。

今後はこの第2次計画に基づき、社会福祉協議会・関係団体と行政の連携をさらに強化する中で地域福祉の向上に取組み、計画の基本とする理念である「支えあい、ともに生きる 安心と健康のまちづくり」を目指してまいります。

本計画の推進にあたりましては、市民の皆様をはじめ、地域で活動をされておられる関係団体と行政が連携して、参加と協働により各事業の実施に取り組むことが必要であると考えており、今後とも、皆様方の福祉推進へのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、広く市民の皆様から貴重なご意見をいただきくとともに、奈良市社会福祉審議会、奈良市地域福祉推進会議の委員の方々には、熱心にご審議いただきました。ご協力をいただきましたすべての皆様に心からお礼を申し上げます。

平成25年3月

奈良市長

仲川 げん

# — 目 次 —

## はじめに

### 第1章 奈良市の目指す地域福祉計画

1. 第1次地域福祉計画を受けて	1
2. 地域福祉計画策定の趣旨	1
3. 計画の基本的な考え方	2
(1) 従来の「社会福祉」の視点から「地域福祉」の視点へ	2
(2) 計画策定の意味	3
4. 計画の位置付け	4
(1) 計画の法的根拠	4
(2) 奈良市第4次総合計画との関係	5
(3) 保健福祉分野における個別計画との関係	5
(4) 奈良市地域福祉活動計画(奈良市社会福祉協議会)との関係	5
5. 計画の期間	6

### 第2章 奈良市をめぐる状況

1. 奈良市の現状	7
(1) 人口構成などの変化	7
(2) 家族構成の変化	8
(3) 高齢者・児童のいる世帯の状況	9
(4) 主な社会福祉関係ニーズの状況	10
2. 奈良市の地域福祉の特徴	12
(1) 地域支援策の現状	12
(2) 地域福祉推進主体の状況とその見直し	12
3. 奈良市の現状と第1次計画の主要な取組み	12
(1) 行政の取組み	12
(2) 社会福祉協議会の取組み	15
(3) 地域福祉活動支援	15

### 第3章 地域福祉推進の共通理念と原則

1. 地域福祉推進の共通理念と目指す将来像	16
2. 地域福祉推進の原則	17

## 第4章 計画の基本方向と基本計画

1. 住民の地域福祉活動への参加を促進するしくみづくり	21
(1) 地域福祉活動の支援促進	21
(2) 小地域ネットワーク活動の促進	23
2. 保健福祉サービスを利用しやすくするしくみづくり	26
(1) 相談支援体制の充実	26
(2) 保健福祉サービス情報の充実	30
3. 質の高い保健福祉サービスを提供するしくみづくり	32
(1) 保健福祉サービスの質の向上	32
(2) 保健福祉サービス利用者の保護	34
4. 生活基盤の整備と社会参加を促進するしくみづくり	36
(1) バリアフリーの推進と交通手段の確保	36
5. 住み慣れた地域で安心していきいきとくらせるしくみづくり	38
(1) 女性・子ども・子育て支援の推進	38
(2) 高齢者・障がい者支援の推進	40
(3) ひきこもり・発達障がいなどへの対応	42
(4) 防犯・防災及び災害対策への取組み	44
6. 新たな生活課題に対応するしくみづくり	46
(1) 災害時の要援護者対策づくり	46

## 第5章 計画の推進

1. 計画の推進	48
2. 地域福祉計画の点検推進組織	48

具体的な取組み	50
---------	----

資料編	72
-----	----



# 第1章 奈良市の目指す地域福祉計画

## 1. 第1次地域福祉計画を受けて

第1次地域福祉計画における取り組みについては、住民の地域福祉活動への参加を促進するしくみづくりでは、「ボランティア・インフォメーション・センター」の開設、並びに「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」の制定、保健福祉サービスを利用しやすくするしくみづくりでは、「市民なんでも相談窓口」の設置、地域包括支援センターの体制整備や地域密着の小規模多機能施設の整備などを進めてきました。その他の施策においても、概ね一定の評価がなされてきました。

また、一方で課題については、地域のつながりが薄くなり、住民による支え合いにとっても支障となってきています。このような社会情勢から生まれた新たな生活課題等にも対応できるよう、日頃からのあいさつなど、近所づきあいの意識を住民全体で啓発を図り意識を高める取り組みが必要になってきています。

また、施策の取り組みや進捗管理については、常に目まぐるしく変化する社会情勢を把握しながら、サービスの利用者や地域の声をしっかりと聞いていくことが大切です。

第2次地域福祉計画では、これまでの成果や課題を踏まえ、公民連携・協働による地域福祉の推進に取り組む必要があると考えます。

## 2. 地域福祉計画策定の趣旨

全国的に地域の相互扶助機能が低下し、地域住民相互の社会的つながりが希薄化するなど、地域社会は大きく変容しつつあります。少子高齢社会の到来、核家族化の進行、さらに、成長型社会の終焉がこれに追い打ちをかけています。このような中で、高齢者、障がい者などの生活上の支援を必要とする人々は一層厳しい状況におかれています。

また、地域社会の変容等を原因とする、生活不安やストレスが増大し、心身の障がい、子どもを養育する親等による児童虐待、ひきこもりやニート<sup>(※1)</sup>、DV（ドメスティックバイオレンス）<sup>(※2)</sup>、単身高齢者の孤独死など、これまでの高齢者、障がい者、児童などの福祉制度では対応が難しい「制度の谷間」となる新たな課題が大きな社会問題となっています。

また、一方で福祉ボランティア、NPOなどの住民活動が活発化し、地域住民が自

主的に社会福祉を推進する動きも顕著になっています。

平成12年に、社会福祉基礎構造改革<sup>(※3)</sup>の検討を経て、「社会福祉事業法」が改正され、「社会福祉法」として施行されました。その中で「地域福祉の推進」が基本理念の一つとして明確に掲げられています。

「地域福祉の推進」とは、「地域における社会福祉の推進」であり、地域住民や社会福祉団体、ボランティア団体など、地域で福祉にかかわる人々の参加・協力によって、だれかの助けを必要とする人もそうでない人も同じ社会の一員として認め合い、自分の意思で多様な社会活動に参加できる「共に生き、支え合う社会」をつくることです。地域住民の一人ひとりが住み慣れた地域や家庭で自立した心豊かな生活を送るために、行政の他に、多くの市民や団体などが福祉活動に参加し、地域福祉を推進するための施策・事業を計画的・総合的に進めていく必要があります。

- ※1・・・学校に通学せず、独身で収入を伴う仕事をしていない15歳以上34歳以下の個人
- ※2・・・夫婦や恋人など親しい人間関係にあるパートナーからの暴力。暴力には、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力、性的暴力などもなります。
- ※3・・・高齢化問題など現在の社会構造に即した社会福祉制度の抜本的な改革が必要とされ、新たな理念提唱とそれに基づく仕組みづくりを進めようとする一連の動き。

### 3. 計画の基本的な考え方

#### (1) 従来の「社会福祉」の視点から「地域福祉」の視点へ

##### ①対象者別サービスから地域的・統合的サービスへ

従来の福祉は、行政主導で、個人や家族では解決することが難しい生活上の問題や課題について、老人福祉法に基づく「高齢者福祉」、障害者基本法を始めとする各障がい者に関する法律に基づく「障がい者福祉」、児童福祉法に基づく「児童福祉」など、社会的なサービスを受ける対象者で区分する「社会福祉」により対応を図ってきました。

しかし、このような対象者別サービスでは、対象者のノーマライゼーション<sup>(※4)</sup>が図れないことが近年明らかになってきました。ノーマライゼーションの進展のためには、行政の積極的対応とあわせて、地域単位で住民が自らの地域に関心を持ち、互いに助け合い、支え合うような人と人との関係づくりを土台とした、統合的な問題解決が望まれます。

- ※4・・・障がいのある者が、障がいのない者と同等に生活し活動する社会を目指す理念であり、生活条件と環境条件の整備が求められます。1950年代にデンマークの知的障害児の親の会の運動に端を発し、発展しましたが、現在では障がい者に関わるのみでなく、社会福祉のあらゆる分野に共通する理念です。

## ②公民連携・協働による地域福祉の展開へ

社会の変容により多様化・複雑化した生活上の問題や課題が増加する一方で、長引く景気低迷による税収不足などにより、従来の行政主導の「社会福祉」のスタイルでは解決や緩和が困難な事例が増加しています。

また、「介護保険法」、「障害者自立支援法」の制定により、保健福祉サービスの形態は「措置」から「契約」へとシステムが変更されるなど、社会福祉を取り巻く環境は大きな転換期を迎えました。社会福祉法の施行後は、多様化・複雑化した問題や課題に対し、今までの対象者別の視点と併せて、「地域」に主眼を置き、行政だけでなく、地域の住民や市民活動団体、民間事業者などと連携・協働して解決や緩和を図る「地域福祉」の視点が重要になってきています。

## ③施設福祉から地域及び在宅福祉へ

近年のノーマライゼーションの考え方の進展は、福祉サービスの重点を施設サービスから在宅サービスに移行しつつあります。

少子高齢社会、核家族化の進行、このような社会情勢のなか、高齢者、障がい者など生活の支援を必要とする人々、そしてその方の支援をするご家族が厳しい状況におかれ、“老老介護”“障老介護”という社会問題が浮上しています。

ご家庭で支えることが不可能になれば、施設にお願いするケースが増大することにより、ノーマライゼーションの考え方と逆行傾向にあります。

ノーマライゼーション進展のためにも、障がい者の自立と総合的に支援する様々な制度や介護保険制度においても当事者が自宅で生活を続けられるための努力が行われるなど、様々な取り組みが行われており、この受け皿としても地域福祉を計画的に推進していく必要があります。

## (2) 計画策定の意味

本市における社会福祉の推進については、「老人福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者福祉基本計画・障がい福祉計画」、「次世代育成支援行動計画」など、対象者別にそれぞれ行政計画を策定し、これらの計画に基づき実施してきました。

しかし、社会変容がもたらす複雑・多様化した福祉の問題や課題に対応し、ノーマライゼーションの進展を促すためには、上記(1)の3つの視点をふまえて、行政の基盤整備や支援施策とあわせて、生活の場である地域における住民同士の助け合いなど、地域全体で取り組み、地域で安心して暮らせるような支援活動と保健福祉サービスを提供していくことが重要になります。

つまり、保健福祉サービスの利用者を含む市民や社会福祉法人、ボランティア団体、NPOなどの市民活動団体が積極的に潜在化している地域の問題や課題を発見

し、行政との連携・協働を図り、迅速に対応するなど、地域での自助・共助・公助による取組が求められます。

現状においても、住民のだれもが住み慣れた地域で安心して生活が送れるように、住民やボランティア団体、NPOなどの市民活動団体と行政が協働して、従来の行政が提供する保健福祉サービスのみでは対応できなかった要支援者を、みんなで支え合っていくシステムが進みつつあります。このような動きを一層効果的かつ効率的に進めるためには、様々な人が団体と綿密に連携・協働することが必要になります。そのためには、地域での活動に対して、計画的かつ積極的な支援を行っていく必要があります。

このような行政と住民の協働による地域福祉の推進のために、住民を中心とした活発な活動が展開される地域社会を実現するための支援方策などをまとめ、「奈良市地域福祉計画」として策定するものです。

## 4. 計画の位置付け

### (1) 計画の法的根拠

この計画は、社会福祉法第4条に規定された地域福祉を推進するための行政計画であり、同法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」です。

社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

## **(2) 奈良市第4次総合計画との関係**

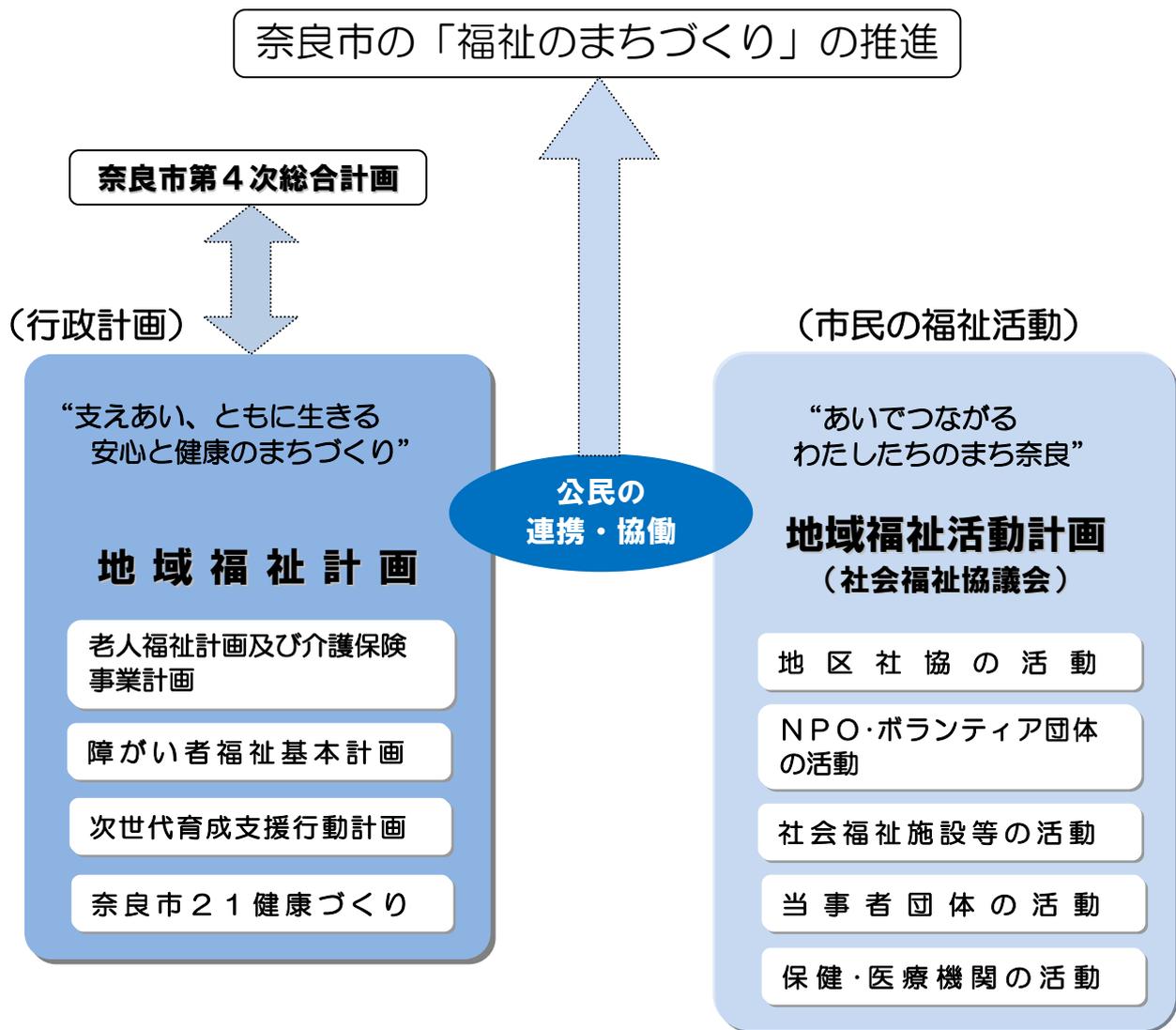
平成23年度に策定された奈良市第4次総合計画では、基本理念に掲げる「環境」、「活力」、「協働」の3つの視点を踏まえ、都市の将来像を「市民が育む世界の古都奈良 ～豊かな自然と活力あふれるまち～」と設定しています。この都市の将来像の実現に向けて、具体的に取り組むまちづくりの基本方向の中で、「いつまでも子や孫が笑顔で暮らせるまち」、「世代を超えて市民が力を出し合い、つながりを育むまち」、「市民と行政が協働する健全な財政によるまち」が示されています。このことから、第4次総合計画を上位計画とし、整合を図っていきます。

## **(3) 保健福祉分野における個別計画との関係**

対象者ごとに定めた保健福祉分野の個別計画である「奈良市障がい者福祉基本計画」、「奈良市次世代育成支援行動計画」および「奈良市老人福祉計画及び介護保険事業計画」「奈良市21健康づくり」と社会福祉法上の地域福祉の理念を共有し、地域福祉の推進に係る施策について、対象者にとらわれることなく、これらの計画を横断的にとらえて取り扱います。また、高齢者、障がい者等が自立した社会生活を営むことができるよう、地域や行政等が一体となってバリアフリー化のまちづくりを推進します。

## **(4) 奈良市地域福祉活動計画(奈良市社会福祉協議会)との関係**

平成16年7月に、地域福祉活動の中核的な役割を持つ奈良市社会福祉協議会が策定した「奈良市地域福祉活動計画（推進期間：平成16年度から25年度まで）」は、地域住民や福祉活動団体等が地域福祉の担い手となる民間の主体的な活動・行動計画です。地域福祉計画を総合的かつ計画的に推進するため、「地域福祉活動計画」と整合を図っていきます。



## 5. 計画の期間

平成12年6月に社会福祉事業法が社会福祉法として施行され、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」が掲げられ、本市では平成18年7月に、平成18年度から平成22年度までを計画期間とする「奈良市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。計画期間の5年が経過したことにより、地域情勢の変化や地域ニーズの多様化等に対応するため、改訂するものです。

本計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5ヶ年計画とします。ただし、社会情勢の急激な変化や、様々な社会保障制度の改正などに柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

# 第2章 奈良市をめぐる状況

## 1. 奈良市の現状

### (1) 人口構成などの変化（図1参照）

#### ①人口の推移 ～右肩下がり的人口～

本市の人口は、平成12年の37.5万人をピークに減少傾向が続き、平成22年には、36.8万人となっています。奈良市第4次総合計画の将来人口の推計では、平成32年には34.1万人、平成42年には、30.2万人まで減少すると見込まれています。

#### ②世帯数の推移 ～右肩上がりの世帯数～

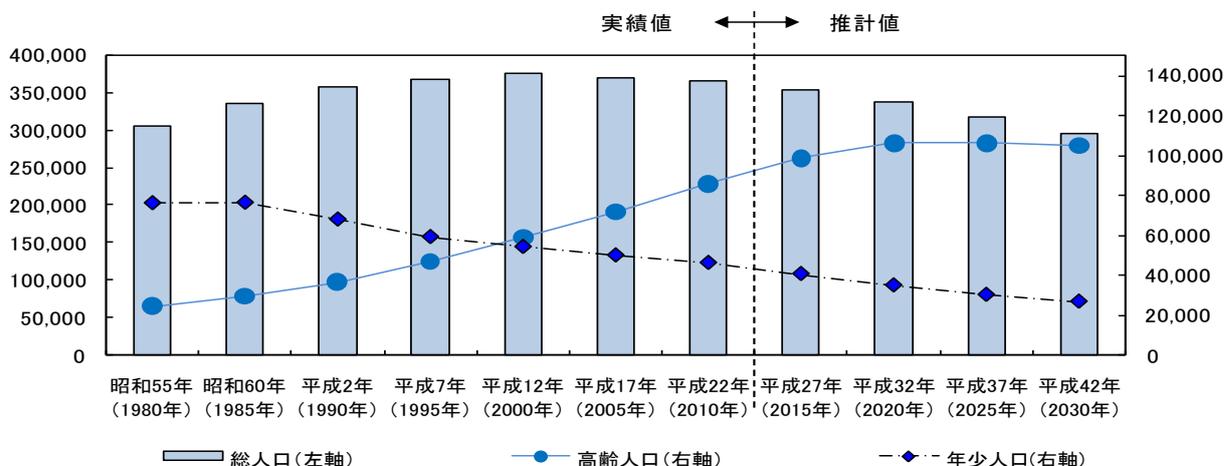
本市の世帯数は、平成17年に約14万6千世帯ありましたが、平成22年には約15万3千世帯となり、5年前に比べ約1万世帯（7%）増加しています。人口が減少する中で、世帯数が増加するということは、3世代世帯の減少や一人暮らし世帯の増加など、世帯の規模がさらに小さくなっていることを示しています。

#### ③少子高齢化の進行 ～数年後には高齢者が年少者の3倍に～

本市の高齢者（65歳以上）の割合は、年々増加し、平成12年には15.8%となり、年少者（0～14歳）の割合の14.4%を上回りました。さらに、平成22年の高齢者の割合は、23.3%、年少者の割合は12.8%となり、高齢化が着実に進行しています。

また、第4次総合計画の将来人口推計では、平成32年には高齢者の割合が31.1%、年少者の割合は10.3%と予測されており、超少子高齢社会になると見込まれています。

図1. 奈良市の人口と少子高齢化の動向（単位：人）



注1) 平成22年までの実績値は国勢調査によるもの

## (2) 家族構成の変化

### ①核家族の変化と単独世帯の増加（表1参照）～20年間で単独世帯が2倍に～

昭和60年からの20年間で「3世代世帯」および「夫婦と子ども世帯」が減少する一方、「単独世帯」や「夫婦のみ世帯」が増加し、家族構成が大きく変化しています。

特に、「単独世帯」の増加率が大きく、平成22年にはおよそ28.4%が「単独世帯」となっています。人口減少社会に突入する中で、総世帯数は平成27年頃までは増加する（国立社会保障・人口問題研究所調べ）と見込まれており、今後も「単独世帯」の増加傾向は続くと予想されます。

表1. 奈良市の家族構成の変化

	一般世帯総数	一般世帯の世帯構造内訳(①+②+③+④+⑤+⑥=100%) <単位: %>									
		①単独世帯	②核家族世帯	核家族世帯内訳(A+B+C+D)				③夫婦と両親	④夫婦と片親	⑤3世代世帯	⑥その他の世帯
				A: 夫婦のみ	B: 夫婦と子ども	C: 男親と子ども	D: 女親と子ども				
昭和60(1985)年	85,727	12.2	70.3	12.8	51.9	0.7	4.9	0.5	1.0	12.6	3.5
平成2(1990)年	112,291	18.4	67.6	15.8	45.2	0.9	5.8	0.4	1.2	9.7	2.8
平成7(1995)年	122,173	21.4	66.7	18.4	41.3	1.0	6.0	0.3	1.3	8.2	2.8
平成12(2000)年	133,142	23.3	66.1	20.6	37.8	1.0	6.7	0.3	1.2	6.3	2.8
平成17(2005)年	140,157	25.2	64.6	21.8	34.2	1.1	7.5	0.3	1.3	5.5	3.1
平成22(2010)年	147,247	28.4	62.9	22.6	31.0	1.1	8.2	0.3	1.3	3.9	3.2

注1) 国勢調査データを元に作成。平成12年以前の数値には、旧月ヶ瀬村・旧都祁村分は含まれていません。

注2) 3世代世帯は「夫婦と子どもと両親」「夫婦と子どもと片親」ならびに「夫婦・子ども・親と他の親族」世帯の値を合算

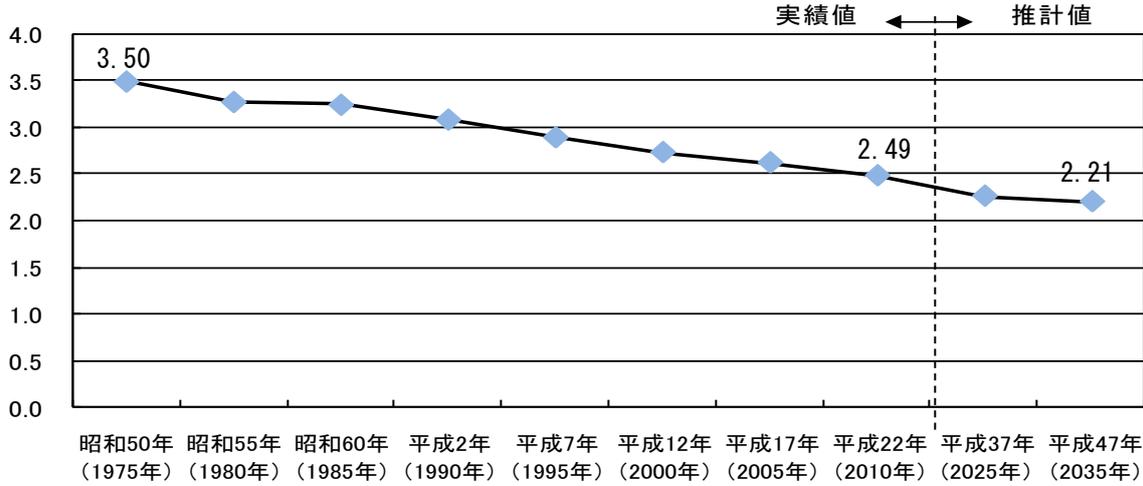
### ②平均世帯人員の減少（図2参照）

「3世代世帯」の減少と「単独世帯」の増加に伴い、平均世帯人員（一世帯あたりの人数）は減少を続けています。特に近年は少子化の問題も重なり、この傾向はさらに強まっています。

平成22年10月1日現在の本市の平均世帯人員は2.49人となっており、35年前と比較すると世帯の人数が約1名減少しています。

このことは、高齢者の介護や子育てにかけられる家族の手が減少していることを意味することにもなり、保健福祉サービスの重要性がさらに高まっていると言えます。

図2. 奈良市の平均世帯人員の推移と将来推計（単位：人）



注) 国勢調査データを元に作成。平成12年以前の数値には、旧月ヶ瀬村・旧都祁村分は含まれていません。

### (3) 高齢者・児童のいる世帯の状況（表2参照）

#### ①高齢者（65歳以上）のいる世帯の状況 ～10年間で孫と暮らす高齢者が半分～

平成12年では、「3世代世帯」の割合は、「単独世帯」の割合よりも上回っていましたが、平成22年になると、「3世代世帯」の割合は、「単独世帯」のほぼ半分になりました。また、「夫婦のみ世帯」の割合も年々増加しています。

世帯構成の変化や一人暮らしの高齢者の増加により、家庭での介護力が低下している中で、地域の連携を強化し、高齢者の安心を支える施策を充実させることが求められています。

#### ②18歳未満の児童のいる世帯の状況 ～年少者は核家族で育っています～

現在、18歳未満児童のいる世帯の8割以上が「核家族世帯」となっています。また、共働き世帯の増加や働き方が変化する中で、様々な負担が親（特に母親）に集中し、少子化や虐待を助長していると言われています。保育サービスの充実の他に、父親の育児や教育への参加、親同士のコミュニケーションの機会を増やすことが重要です。

表2. 奈良市の高齢者と児童のいる世帯の状況

	高齢者(65歳以上)のいる世帯					18歳未満児童のいる世帯						
	上 高 齢 の 者 の い る 世 帯 数	世帯の内訳(①～④合計≒100%)<単位:%>				い る 1 8 歳 未 満 児 童 の 世 帯 数	世帯の内訳(①～③合計≒100%)<単位:%>					
		① 単 独 世 帯	② 世 夫 婦 の み	③ 3 世 代 世 帯	④ 世 帯 の 他 の		① 核 家 族 世 帯	核家族世帯の内訳(A～C)			② 3 世 代 世 帯	③ 世 帯 の 他 の 世
						A の 子 夫 世 ど 婦 帯 も と	B の 子 男 世 ど 親 帯 も と	C の 子 女 世 ど 親 帯 も と				
平成12(2000)年	41,121	21.0	30.9	23.8	24.3	40,074	82.1	74.7	0.7	6.7	16.9	1.0
平成17(2005)年	48,660	22.9	32.9	17.8	26.4	36,272	84.0	73.9	0.8	9.3	10.2	5.8
平成22(2010)年	56,544	24.9	34.3	12.5	28.3	34,002	86.8	74.5	0.8	11.5	8.5	4.7

注) 国勢調査データを元に作成

#### (4) 主な社会福祉関係ニーズの状況

##### ①保育所・幼稚園・小中学校の概況（表3参照）

～少子化が進む一方、増加する保育ニーズ～

保育所・幼稚園・小中学校の施設数とその利用者数の推移より、本市でも少子化傾向が進んでいることがわかります。また、本市の合計特殊出生率は、国・県を下回り、低位で推移しています。

また、女性の就労率の向上など、急激な社会の変化により、保育ニーズが多様化しており、子育てと仕事の両立を支援するための対策を講じる必要があります。地域住民と連携しながら、安心して子どもを産み、育てられ、子育てに喜びを感じることができる環境を整えることが求められています。

表3. 奈良市の保育所・幼稚園・小中学校の概況

	保育所		幼稚園		小学校		中学校	
	施設数	利用者数	施設数	利用者数	学校数	児童数	学校数	生徒数
平成2(1990)年	30	3,586	55	7,659	49	28,028	28	17,367
平成7(1995)年	30	3,771	56	6,108	49	24,787	28	14,817
平成12(2000)年	30	4,148	55	5,900	48	21,525	26	13,022
平成17(2005)年	40	4,809	55	5,199	52	21,249	27	11,410
平成24(2012)年	43	5,287	55	4,345	53	19,911	28	11,678

注1) 保育所は毎年4月1日、幼稚園・小学校・中学校は毎年5月1日現在の値

注2) 国勢調査データを元に作成。平成12年以前の数値には、旧月ヶ瀬村・旧都祁村分は含まれていません。

##### ②要介護認定者の概況（表4参照） ～要介護認定者数は着実に増加～

要介護高齢者および要支援高齢者の総数は毎年着実に増加しています。高齢化の急速な進行により、今後も増加していくと考えられています。また、介護認定を受けている人の内訳を見ると、要介護度が比較的低い「要支援」および「要介護1」の割合の合計が40%超で推移していることがわかります。したがって、今後は、若い世代や通常の生活をしている高齢者の介護予防や健康づくりに向けた積極的な取り組みが急務となっています。

表4. 奈良市の介護保険要介護認定者数の推移

	要 介 護 認 定 者 数													
	総数	要支援	占率 (%)	要介護1	占率 (%)	要介護2	占率 (%)	要介護3	占率 (%)	要介護4	占率 (%)	要介護5	占率 (%)	
平成17(2005)年	11,272	1,999	17.7	3,824	33.9	1,812	16.1	1,564	13.9	1,141	10.1	932	8.3	
平成18(2006)年	11,321	3,384	29.9	1,620	14.3	2,083	18.4	1,927	17.0	1,305	11.5	1,002	8.9	
平成19(2007)年	11,576	3,662	31.6	1,274	11.0	2,183	18.9	2,070	17.9	1,359	11.7	1,028	8.9	
平成20(2008)年	11,925	3,823	32.1	1,293	10.8	2,269	19.0	2,072	17.4	1,409	11.8	1,059	8.9	
平成21(2009)年	12,676	3,764	29.7	1,730	13.6	2,276	18.0	2,048	16.2	1,598	12.6	1,260	9.9	
平成22(2010)年	13,680	4,224	30.9	2,006	14.7	2,383	17.4	2,020	14.8	1,678	12.3	1,370	10.0	
平成23(2011)年	14,449	4,585	31.7	2,227	15.4	2,490	17.2	2,013	13.9	1,728	12.0	1,406	9.7	

注) 数値は各年度末のもの

### ③障がい者の概況（表5参照） ～障がい者数は増加傾向～

本市の障がい者の総数は、年々増加しています。特に近年は精神障がい者数（手帳保有者数）の増加率が高くなっています。また、障がい者の高齢化が進んでいることや、障害福祉サービスへのニーズが多様化していることから、家族の負担を軽減するためにも、地域の中で障がい者が安心して生活できる環境を整えていく必要があります。

表5. 奈良市の障がい者数（手帳保有者数）の推移

	身体障がい			知的障がい			精神障がい
	合計	18歳以上	18歳未満	合計	18歳以上	18歳未満	合計
平成17(2005)年	11,074	10,798	276	1,802	1,235	567	843
平成18(2006)年	11,578	11,299	279	1,924	1,334	590	964
平成19(2007)年	11,963	11,681	282	2,030	1,419	611	1,083
平成20(2008)年	12,248	11,958	290	1,812	1,210	602	1,175
平成21(2009)年	12,672	12,371	301	1,905	1,265	640	1,324
平成22(2010)年	13,007	12,713	294	1,996	1,309	687	1,531
平成23(2011)年	13,332	13,028	304	2,080	1,401	679	1,720
平成24(2012)年	13,558	13,269	289	2,175	1,463	712	1,885

注) 数値は4月1日現在のもの（精神障がい者数は、6月30日現在の数値）

### ④生活保護受給者の概況（表6参照）

～経済不況により、生活保護受給者数はますます増加～

平成20年秋のリーマンショックなどによって深刻さを増す経済や雇用状況の厳しさは、市民生活に大きな影響を与え、職や住まいを失う人が増えたことが一因とみられます。

表6. 生活保護受給者の推移

	総人口	総世帯数	保護世帯	保護人員	保護率 (%:千分比)
平成17(2005)年	373,574	146,589	3,657	5,839	15.63
平成18(2006)年	371,910	147,888	3,805	6,033	16.22
平成19(2007)年	370,852	149,230	3,912	6,101	16.45
平成20(2008)年	369,708	150,626	4,027	6,258	16.93
平成21(2009)年	368,592	151,965	4,156	6,419	17.41
平成22(2010)年	368,097	153,361	4,571	7,049	19.14
平成23(2011)年	367,717	154,902	4,964	7,650	20.80
平成24(2012)年	366,429	155,968	5,223	7,972	21.76

注) 数値は4月1日現在のもの

## 2. 奈良市の地域福祉の特徴

### (1) 地域支援策の現状

社会貢献に対する意識の高まりを背景に、生きがいづくりや、地域における世代間交流などを目的として、各種ボランティア活動に取り組む団体が増えています。本市では、このような団体が安心して活動を行うために、ボランティア活動保険などの支援を行っています。また、これらの支援は生涯現役の観点から高齢者の社会貢献の場を拡充し、生きがいづくりによる健康増進や要介護予防につながっています。

また、平成18年度には介護保険法の改正により地域支援事業が創設され、要支援・要介護の状態になるおそれがある高齢者を対象に、介護予防教室や元気はつらつ教室などの介護予防事業や総合相談支援事業などを実施し、介護予防活動を進めています。

しかし、奈良市内には、昭和40年代に大規模な住宅団地の開発が行われ、その居住者の高齢化が急速に進んでいる地区があるなど、地域の特性や実情に応じた地域活動が求められています。

### (2) 地域福祉推進主体の状況とその見直し

地域における保健福祉サービスを展開するため、行政のほかにも奈良市社会福祉協議会や民生・児童委員などが地域福祉活動を実施しています。さらに、現在ではボランティアやNPOなどの活動が活発化しており、社会福祉法人においても、地域の中の拠点施設として地域福祉の取り組みを進めるなど、様々な実施主体が自分たちの住んでいる地域のために活動を行っています。

このような様々な実施主体と行政とが有機的に連携して、地域住民の多様な福祉ニーズに対応していくことが今後の課題と考えます。

## 3. 奈良市の現状と第1次計画策定以降の主要な取組み

### (1) 行政の取組み

本市では、平成18年の第1次地域福祉計画策定以降、計画に沿って様々な事業を押し進めてきました。

第1次地域福祉計画においては、基本計画の一つに「総合相談体制の確立」を明記しており、その具体的な行政施策として、「保健福祉の総合的な相談窓口の設置」を実施計画と決めました。計画策定時に各地域で開催した住民座談会においては、相談窓口に関して多くの市民から、『市役所に保健福祉の総合相談窓口を早く実現

して欲しい』等の意見が寄せられました。

そのため、市民ニーズを考慮して相談窓口の設置を優先プログラムの一つと位置づけ、開設準備を進め、平成20年7月、保健福祉の総合的な総合窓口「福祉なんでも相談窓口」を市役所1階の玄関ホールに設置し（平成23年度より名称を「市民なんでも相談窓口」に変更）、市民からの相談に応じています。

また、子育て、障がい者、高齢者の各分野での主な取組みは次のとおりです。

## ①子育て支援事業

本市では、子育て支援やひとり親家庭に関連する施策や保育所と幼稚園の連携を進める施策など、特に就学前の子どもに関する施策について、これまでは複数の部にまたがっていましたが、統合的に対応できる体制を整えるため、平成23年4月に子ども未来部を創設し、より強力に子育て支援に取り組んでいます。

### ●保育所を新たに開園

共働き世帯の保護者の保育ニーズに対応するため、利便性の高い駅前保育所を平成23年度に2箇所開園し、また平成24年度以降公募により保育所を創設し、待機児童の軽減に取り組みます。

### ●保育所の預かり時間の延長

利用者の立場に立った保育所の運営を行うため、平成24年度に公立保育所6園で預かり時間を1時間延長する延長保育を試行しています。今後の運営体制、方法、保育料等を検討して実施に移行します。

### ●こんにちは赤ちゃん事業の開始

平成22年度からは、「こんにちは赤ちゃん事業」を実施し、生後4ヶ月未満の乳児のいる家庭を助産師、保健師等が訪問し、保護者の育児の悩みや不安を聞き、子育てに関する情報提供等を行っています。その際には、乳児およびその保護者の心身の様子や養育環境の把握を行い、支援が必要な家庭に対しては保健指導を行っています。

### ●子ども医療費の助成の開始

これまで0歳から就学前の児童を対象としていた乳幼児医療費助成の対象を、平成23年8月に中学3年生まで拡大し、「子ども医療費の助成」と名称も改めました。また、これまで母子家庭を対象としていた医療費助成についても父子家庭にも対象を拡大しました。

### ●病児保育所の開設

保護者が仕事等と子育ての両立を安心して行えるようなまちづくりを推進するために、平成24年4月に市立奈良病院内に病児保育施設が開設されました。今後利用者のニーズを把握して、西部地域にも一箇所設置を検討します。

## ②障がい者支援事業

### ●相談支援事業

障がい者が生活する上で抱える問題に対し、必要な情報の提供及び助言その他必要な支援を行い、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、平成18年に7ヶ所の事業所に相談支援事業を委託し、現在では8ヶ所の事業所に委託しています。相談支援事業の浸透及び障がい福祉サービスの利用者の増加によって、全体の相談件数は年々増加し、相談内容は複雑、多様化しています。

### ●地域生活支援事業の移動支援事業の対象者拡大

障害者自立支援法における地域生活支援事業の移動支援事業は、在宅の障がい者を中心に自立生活や社会参加を促すために行っている外出支援ですが、平成23年度より市独自の取組みとして、その対象者を施設入所者まで拡大し、施設入所者の一時帰宅や日常的な外出についても利用できるようにしました。

## ③高齢者支援事業

### ●地域包括支援センターの設置

高齢者に関する一体的な相談・支援を行う機関として、市内の11の日常生活圏域に地域包括支援センターを設置しました。様々な相談を受けて的確な状況把握を行い、相談内容に即したサービスや制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行えるよう社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員等を配置し、体制整備を図っています。

また、65歳以上のすべての高齢者を対象として、地域での介護予防講座を実施しており、年々実施回数も増加しています。介護予防手帳・介護予防パンフレットの作成及び配布を行い、介護予防への関心や機運を上げる取組みを継続して行ってきました。

### ●認知症相談窓口の開設

認知症及び若年性認知症に関する相談、早期発見、予防などさまざまな相談に応じるため、平成21年6月より「認知症の人と家族の会」による認知症相談窓口を市役所内

に開設しました。ピアカウンセリング（当事者同士による相談）を面接又は電話により実施し、認知症の人や家族の地域生活を支援しています。

#### ●認知症施策総合推進事業

認知症ケア体制の確立及び医療との連携を強化するために、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置して、認知症の医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築を図ることを目的としています。

### （２）社会福祉協議会の取組み

奈良市社会福祉協議会は、住民主体による福祉のまちづくりを目指し、「地域福祉活動計画」に基づき、地域福祉活動を積極的に推進しています。

#### ●全地区での地区社会福祉協議会（地区社協）の結成

地区社協は地域内の福祉団体を中心とした様々な分野の団体や住民により構成され、地域福祉活動に取り組んでいます。概ね小学校単位で設置されており、平成22年度に46のすべての地区において結成されました。

#### ●地区福祉活動計画の策定支援

住民の福祉活動への理解や積極的な参加を促し、住みよい生活環境づくりを実現するために、地区単位で、地域住民の立場から地域特性に即した「地区福祉活動計画」の策定の促進を行っています。その成果として、平成24年度現在は策定中も含め19地区となっており、今後も引き続き全地区において策定されるよう取り組んでいきます。

### （３）地域福祉活動支援

現在、市内で100ヶ所を越える「子育てサロン」や「高齢者サロン」などの「ふれあいサロン」活動が地区社協をはじめとする様々な民間団体等で実施されています。

中でも、高齢者サロンは参加者に与える効果やその特性から、地域における介護予防活動の中心的な取組みとして期待されています。市の事業である高齢者のための「介護予防教室」と連携し、講師等の派遣や地域包括支援センター職員の参加などを通し、サロン活動をより活発に推進し、公民協働で地域の福祉活動に取り組んでいます。

## 第3章 地域福祉推進の基本理念と原則

### 1. 地域福祉推進の基本理念と目指す将来像

この計画は地域福祉を推進するための指針となるものであり、計画を確実に推進していくためには、目標とする将来の奈良市の姿を描き、計画を推進する上での基本的な目標や方向性を明らかにすることが必要です。

奈良市第4次総合計画では、都市の将来像として、「市民が育む世界の古都奈良～豊かな自然と活力あふれるまち～」を掲げ、その実現に向けて具体的に取り組むまちづくりの基本方向を示しています。

地域福祉計画では、この基本方向を実現するための基本理念として「支えあい、ともに生きる安心と健康のまちづくり」を掲げ、社会福祉法上の「福祉サービスの基本理念（第3条）」や「地域福祉を推進する主体と目的（第4条）」についての規定を踏まえた「人権尊重」、「共生社会の実現」、「自分らしさの確立」の3つのキーワードを構成要素として、市民生活の将来像を次のとおりとしています。

#### 《基本理念》

### 支えあい、ともに生きる安心と健康のまちづくり

#### 《市民生活の将来像》

##### ◆住民だれもが、互いの人権を尊重し、支えあうことができるまち

住民のだれもが、同じ地域に暮らす住民として、日常的な対話と交流を大切にしながら、連帯して暮らしを守っていくことにより、互いの人権を尊重し、支えあうことのできるまちづくりをめざします。

##### ◆住民だれもが、地域の一員として、自らの役割を発揮できるまち

住民のだれもが、経済や政治、文化などのあらゆる側面で、地域の一員として参加していくノーマライゼーションの理念を大切に、互いに尊重しあう関係の中で、自らの存在を確認し役割を発揮できるまちづくりをめざします。

##### ◆住民だれもが、健やかに、安心と生きがいあるくらしができるまち

住民のだれもが、社会的にも精神的にも身体的にも健康で日々を過ごしていけるような生活の質の向上と、安心と生きがいをもって暮らし続けることができる地域生活を保障していくまちをめざします。

## 2. 地域福祉推進の原則

上記の基本理念を実現していくため、次の3点を地域福祉を推進していく上での原則とします。

### I 住民参加による住民自治・地方自治の推進

地域に適したサービスは、その地域に住んでいる住民が一番良く理解していることから、自分たちの住む地域をより住みやすくするためには、住民一人ひとりの主体的な参加によって地域福祉を推進していく必要があります。

また、一人でも多くの住民が地域福祉活動などの暮らしに根ざしたまちづくり活動に参加することは、自治の担い手を育むことにつながります。生活上の課題を抱える人や世帯の問題を「他人ごと」で済ませることなく、「お互いさま」として受け止め、取り組むことが住民自治、地域福祉活動の原点です。誰もが「担い手」であり、誰もが「受け手」であるような地域のつながりを再構築することで、支え合うことが期待されます。

### II 保健福祉サービスの積極的な整備・拡充

安心して健康に暮らせるまちづくりを実現するためには、住民同士がお互いに力を合わせていくことが大事ですが、同時に、行政によるきめ細やかなサービスの提供と、市民だれもが気兼ねなくサービスを利用できる環境が必要です。

新たな生活課題の広がりに対して、柔軟に対応していける行政サービスのあり方の検討や、医療・保健・福祉や教育、生活基盤整備などの連携、さらには労働問題対策も視野に入れた総合的かつ体系的な施策展開が求められています。

### III 行政と民間との連携・協働

行政には、住民がかかえる地域福祉の課題に対応して、保健福祉施策の総合的展開を図り、地域における保健福祉サービスの健全な発展やサービスの利用促進につとめる責務があります。加えて、これからの行政は、地域住民による地域福祉活動がもっと活発になるような支援に努め、ボランティア活動や地域の支え合いが進むように取り組んでいくことが重要です。

また、行政と民間企業との協働は、単に個々の地域課題の解決をもたらすだけでなく、協働事業を通じて、異なる組織の経験や知識が相互に刺激を与え、全く新しい

発想のもと、住民ニーズに一層合致したサービスが新たに生み出されることが期待できます。

行政は、次に挙げる地域の担い手と互いに連携・協働をして地域福祉を推進していきます。

### ①住民

地域住民は、保健福祉サービスの利用者であると同時に地域福祉活動の担い手です。お互いに支えあい、助けあい、つながりを作りなおしながら生活課題の解決に取り組んでいく福祉のまちづくりの主体です。

### ②社会福祉に関する活動を行う人びと

身近な地域で自主的・主体的な福祉活動に取り組んでいる個人や団体です。民生・児童委員、地区社協会員、万年青年クラブ（老人クラブ）などのほか、近年ではNPOやボランティア団体をはじめ、家族介護者や障がい者等の当事者団体の活動があります。

### ③事業者

住民の生活課題に応え、安心して利用できるサービスを提供していくのが事業者の役割です。その提供主体は、従来からの社会福祉法人のほか、介護保険制度や障がい者の支援費制度の創設によって、NPOや営利法人などが急速に増加しています。

### ④社会福祉協議会

#### ●市社会福祉協議会

市社協は、社会福祉法によって住民参加による地域福祉推進の第一線機関として位置づけられており、また、事業者としての側面も兼ね合わせています。

市社協の「地域福祉活動計画」は、住民自らが暮らしの声に耳をかたむけ、地域福祉活動を推進していくための目標と活動課題を提起したものです。地域福祉計画をはじめ、行政による保健福祉の施策や制度と連携し、協働を図ることが大切です。

#### ●地区社会福祉協議会

地区社協は、住民参加による地域福祉活動を通じて地域のふれあいを高めるとともに、問題解決のための取組を行っています。自治体、民生委員、ボランティアグループ、当事者施設、社会福祉施設等から構成され、地域に根ざした福祉活動を行っています。

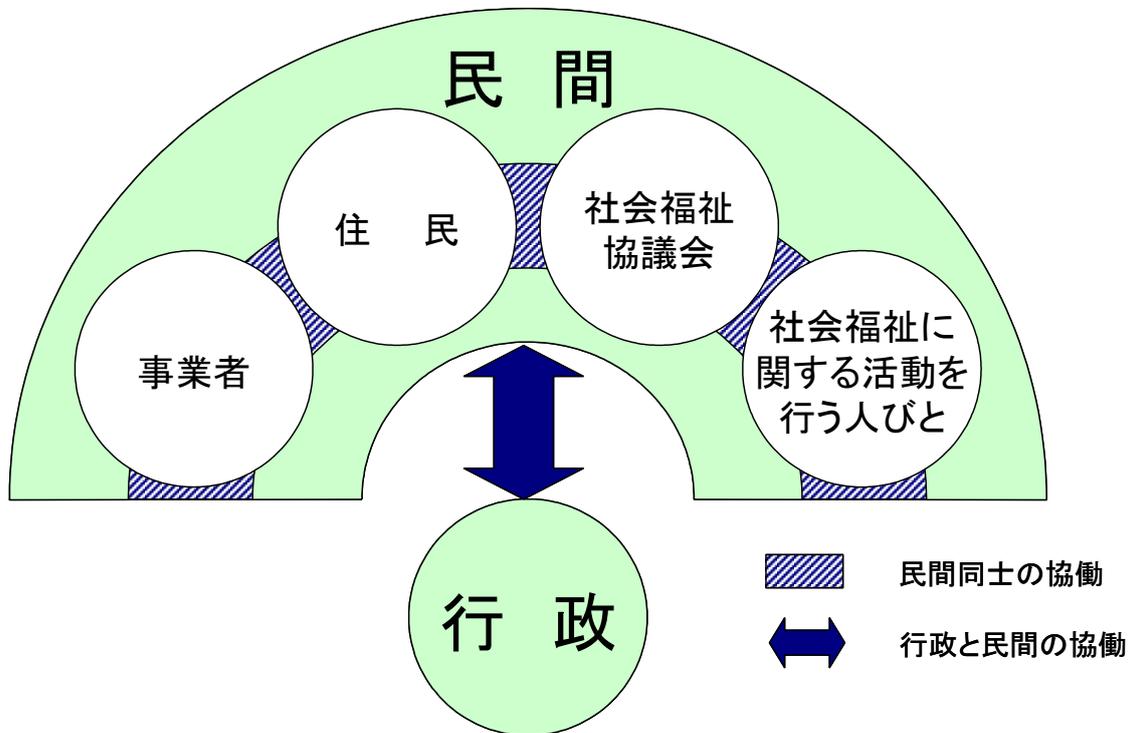
社会福祉法（抜粋）

（市町村社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

行政と民間との連携・協働のイメージ図



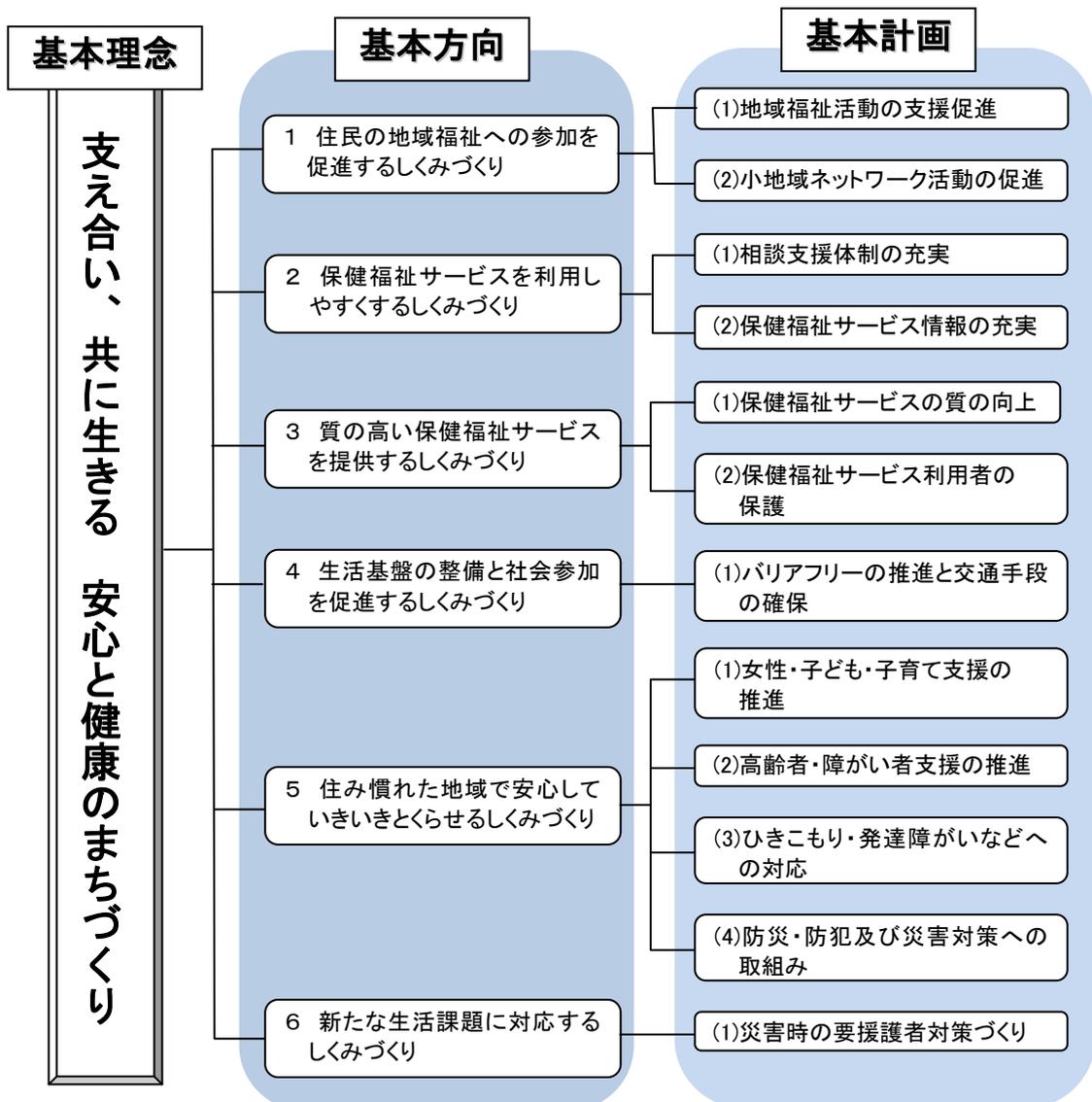
## 第4章 計画の基本方向と基本計画

第3章で示した基本理念を具体化するための「基本方向」と、またそれぞれの方向ごとに「基本計画」を次の図のとおり掲げています。

「基本方向」のうち、前半3項目1、2、3は社会福祉法第107条に定められた項目で、後半3項目4、5、6、は法定上の規定はないが、奈良市の地域福祉を推進する上で欠くことのできないもの、誰もが地域福祉活動に参加できる環境づくりに必要なものを取り上げています。

「基本計画」は、基本方向をより具体化し、公民協働で福祉のまちづくりを進めていくための計画です。計画ごとに現状と課題、また今後の方向性を示す内容となっています。

### ～奈良市地域福祉計画の基本方向と基本計画～



**【基本方向】 1. 住民の地域福祉活動への参加を促進するしくみづくり**  
**【基本計画】 (1) 地域福祉活動の支援促進**

## 1. 現状と課題

地域では様々な人々が暮らしています。地域における人間関係や助け合いの意識は希薄になり、核家族化により家族の機能も脆弱になっている中、様々な生活上の課題を解決するためには、女性や男性を問わず、また高齢者や障がい者など、保健福祉サービスを利用する人もそうでない人も、互いの権利や考えを尊重し、住民一人ひとりが当事者として取り組むことにより、人と人との絆が強まり、地域を活性化させることにつながります。

しかし、近年は、地域福祉活動を担っている方々の高齢化や後継者不足が進み、役員の固定化や負担が大きくなってきており、共に支え合う地域社会を実現させるためには、保健福祉サービスや制度、施設などを充実させるだけでなく、地域福祉を担う人材を発掘し育てることが非常に重要となってきています。

地域福祉を充実させるためには、地区社会福祉協議会や自治会等の地域組織だけの取り組みだけではなく、ボランティア団体等の取り組みも必要です。ボランティア活動は様々な分野に広がっていますが、さらに地域福祉活動に関心を持ってもらうとともにボランティア活動への参加を促進させるためには、地域福祉に関する情報を発信することが大切です。また、いつでも気軽に集まり相談できる交流の場や研修の機会そして活動拠点の整備も必要となります。

## 2. 施策の方向

地域には、様々な知識や経験を持つ方々や、ボランティア活動等に関心がある人たちがたくさんおられます。その方々が、地域福祉活動に参加しやすいよう、情報提供の充実や地域社会の一員であるという認識を高める機会を通して、新たな仲間を増やし地域全体で取り組むことが大切です。

そこで、地域福祉活動やボランティア活動の取り組みを積極的に情報提供したり、ボランティアコーディネート機能の充実を図るなど、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりを整えるとともに、ボランティアの育成やネットワークづくりを進めていきます。

また、あらゆる人権問題の中から、高齢者や障がい者など身近な人権をテーマにした講演会を開催し、市民の人権意識の高揚と人権が尊重される地域社会づくりをめざします。

### 3. 実施事業

- ① ボランティアの育成（協働推進課）
- ② ボランティアセンターの運営と管理（協働推進課）
- ③ ボランティアインフォメーションセンターの運営と管理（協働推進課）
- ④ 地域人権教育支援事業（人権政策課）

※  
まちの声

福祉のボランティア活動を長年、地を這うように培ってきた。きついが、当たり前のお手伝いであると思う。何れ、自分がお世話になるので、今、元気なときに活動をしている。歳をとり、やりたくてもできなくなると思う。

※まちの声・・・住民座談会から、市民の皆様より頂いたご意見です。

**【基本方向】 1. 住民の地域福祉活動への参加を促進するしくみづくり**  
**【基本計画】 (2) 小地域ネットワーク活動の促進**

## 1. 現状と課題

市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、公的なサービスだけでなく、身近な地域で行う住民同士による支え合いや助け合いが必要となる場面が少なくありません。

現在、地区社会福祉協議会、民生・児童委員、自治会、婦人会、万年青年クラブなどの各種団体が各地域でその特徴を活かした地域福祉活動を展開し、行政は活動に必要な情報提供や支援を行っています。

一方、近年の個人情報保護の考え方や地域コミュニティの希薄化、住環境の変化により、民生・児童委員や自治会等の活動において、見守りや支援が必要となる人の情報が把握しにくい状況にあります。

今後さらに地域福祉活動を推進するためには、それらの団体と協力・連携を図り、関係者間での情報も共有していく必要があります。

## 2. 施策の方向

高齢者や障がい者の孤立化、孤独死が、大きな問題となってきた現在、地域福祉活動の重要性が高まっています。地区社会福祉協議会を中心とした小地域ネットワーク活動により、民間事業者等も含んだ地域福祉活動の推進やシステム化を図ります。また、これらの地域福祉活動が広く認知され、支援の担い手あるいは受け手として、参加や利用が図られるような仕組みづくりを進めます。

各人権文化センターにおいてはそれぞれの地域特性を活かし、講座等を実施し、地域における様々な生活上の課題の解決を図り、地域住民の自主的活動を促進します。

民生・児童委員は、担当地域において一人暮らしの高齢者や障がい者の見守りや地域の身近な相談者として長年活動を行っています。その活動を通じて地域における福祉ニーズの発見や行政等関係機関とのパイプ役としての役割を支援するため、研修の充実を図り民生・児童委員活動の推進を支援します。

### 3. 実施事業

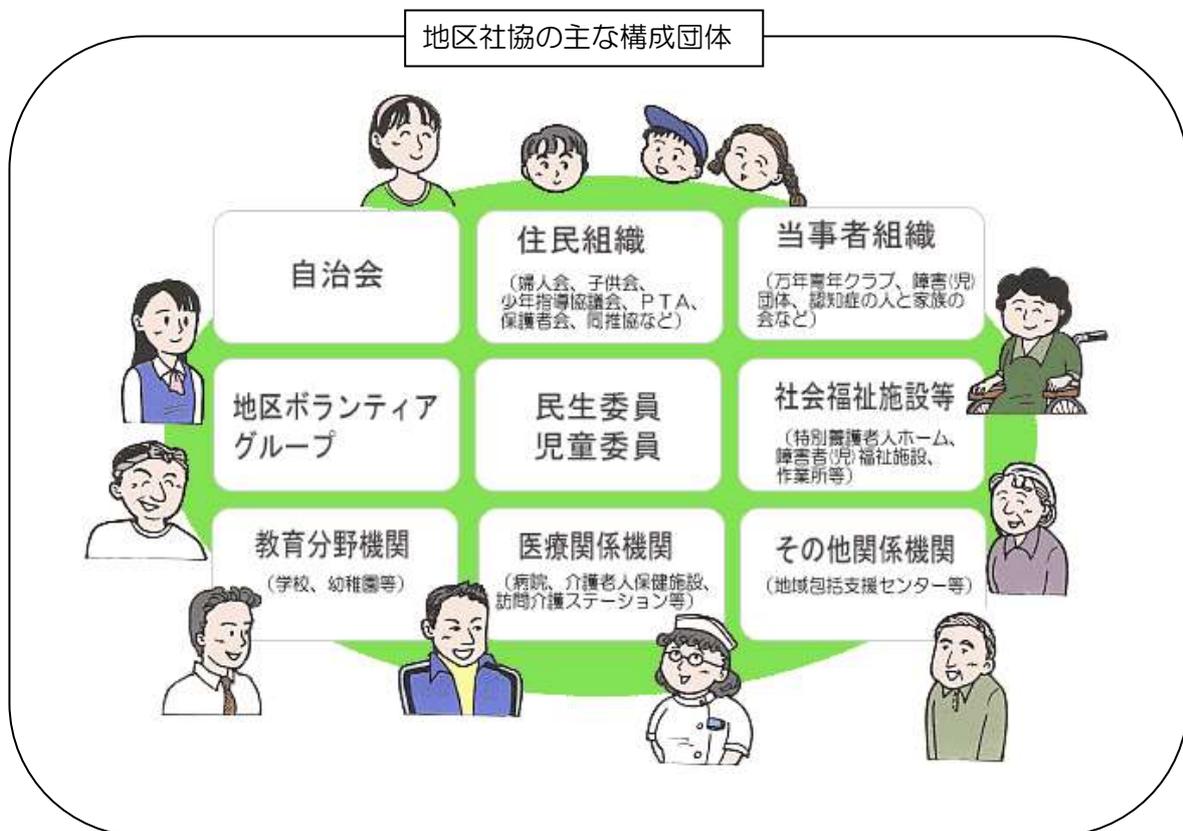
- ①人権文化センター事業（人権政策課）
- ②民生・児童委員協議会連合会活動支援（福祉政策課）
- ③地区民生児童委員協議会活動支援（福祉政策課）
- ④地域福祉推進員の設置（福祉政策課）
- ⑤地区社会福祉協議会活動推進事業（福祉政策課）
- ⑥地区福祉活動計画の策定支援（福祉政策課）



地区社協の会議の様子



民生・児童委員の研修の様子



## まちの声

- 地域福祉は自分たちでやらねば良くならない。行政が行うレベルのものと、自分たち地域で取り組むべきレベルのものがある。
- 常設のふれあい喫茶のような場所があれば、話し合いができて気持ちだけでも若返られる。
- 子どもたちの下校時の見守り活動をしているが、お互い顔がわかってくると、お話ししたりして交流活動が結構楽しい。子どもたちが、高齢者の顔を知ってくれていることが、何よりも嬉しい。
- 地域の活動として、地域リーダーの資質の向上が大切である。時間はかかるが、やさしさと愛を持ちながら、じっくりと腰を据えて陰で日々努力をしている人にスポットをあてたい。
- 子どもがいたら親の繋がりが深まり、地域の繋がりも深まる（PTA活動等を介して）。昔は子どもを通じての繋がりや農作業での繋がりがあったが、今は希薄になり繋がりを地域の中に求めるのではなく昔の同僚や地区外に求めている場合が多い。今、地区社協としては、地域の繋がりを深めるための活動を積極的に行っている。
- 行政の福祉サービス（公助）受ける前に、自分のことは自分で精一杯やっ行ってこうという気持ちがある（自助）。家族が義務を果たして行き、地域での助け合い（共助）が必要だと考える。
- せいび（済美）歩こう会は住民間の繋がりづくりと交流を目的として、月1回実施している。昭和47年10月からスタートし、平成24年9月現在でちょうど40年が経過し回を重ねて今までに480回の活動を実施してきた。目標は1000回だが、そのためには後継者の確保が課題になっている。資料作りも大変だが、それ以上に下調べが大変である。極力費用をかけずに歩く距離は最大でも4キロメートルまでとしている。そのようなコースを毎回考えるのが一番大変。



## 【基本方向】 2. 保健福祉サービスを利用しやすくするしくみづくり

### 【基本計画】 (1) 相談支援体制の充実

#### 1. 現状と課題

福祉ニーズが複雑化・多様化していく中で、市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、自身が問題を抱えたときに、身近な場所でいつでも保健福祉サービスについて、相談できる環境が整っていることが必要です。

地域では、行政機関と地域とのパイプ役として、民生・児童委員、障がい者相談員等が市民の身近な相談相手として日常的に相談支援活動を行っています。

また、公的な相談支援としては、市役所の「市民なんでも相談窓口」等各相談窓口や、地域包括支援センター等の支援活動があります。

今後、日々の生活の悩みや問題を抱えている人が、相談先で迷うことがないように、より一層住民にPRしていくと共に、さらに身近な場所で相談できる相談窓口の充実を図ることが必要です。

#### 2. 施策の方向

多様化する市民の相談内容に的確に対応し、身近な場所で問題解決ができるよう、相談支援体制の充実を図ります。

委託相談支援事業所では、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言その他必要な支援を行い、障がい者が自立した日常生活また社会生活が営むことができるよう支援します。

また、介護相談員が市内の介護老人福祉施設、介護老人保健施設等へ、定期的に訪問し、利用者の相談に応じ、利用者の疑問、不満及び不安を解消するとともに、介護サービスの質の向上を図ることを目的として、事業所との意見交換や提案活動を継続して行います。

#### 3. 実施事業

- ①市民なんでも相談窓口（広報広聴課）
- ②自立支援促進事業（人権政策課）
- ③相談支援事業（障がい福祉課）
- ④精神障がい者に対する個別相談、訪問活動（障がい福祉課、保健予防課）
- ⑤介護相談員等の派遣（介護福祉課）

- ⑥地域包括支援センター運営事業（相談・虐待対応業務）（長寿福祉課）
- ⑦認知症相談（長寿福祉課）
- ⑧訪問相談事業（保健予防課）

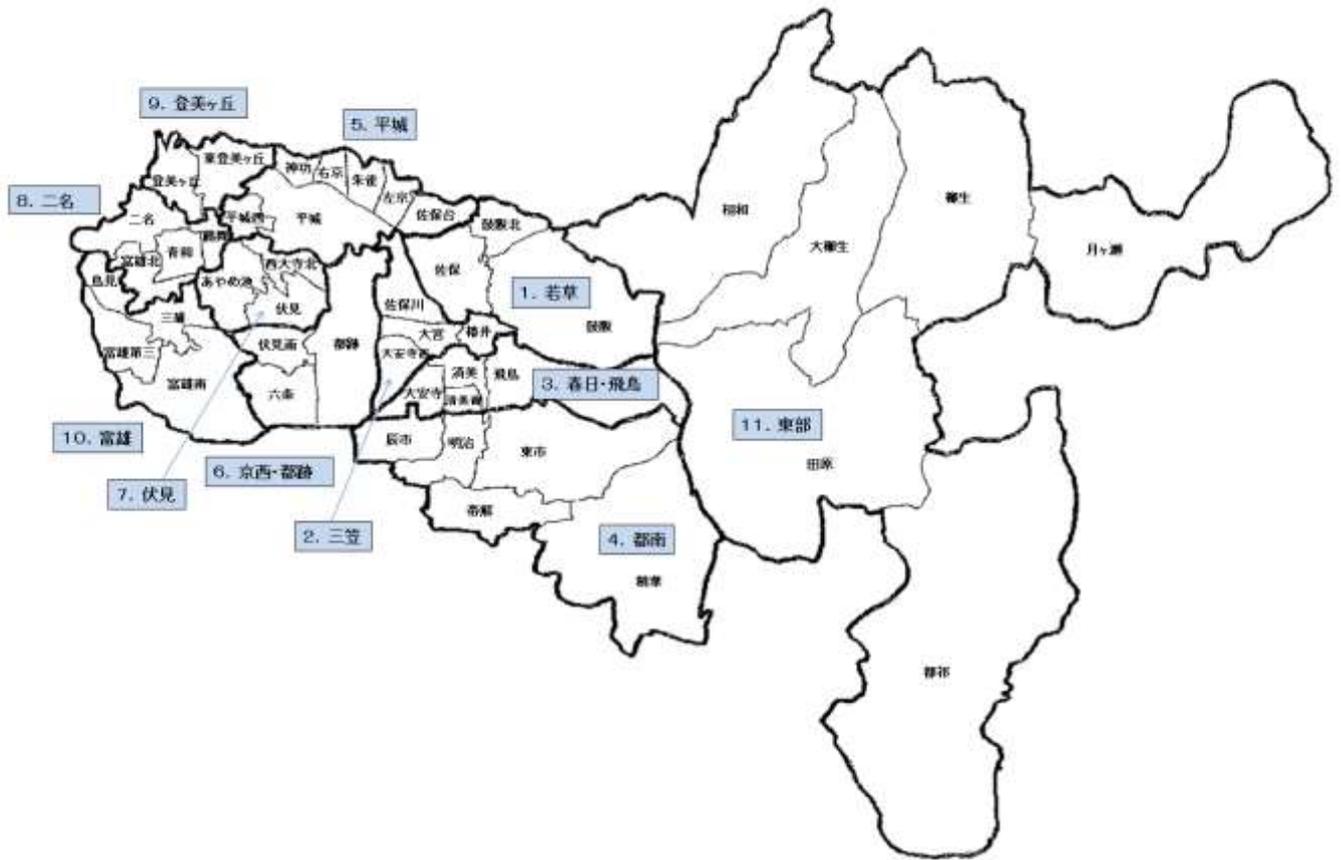


- 地域包括支援センターのみなさんには、本当にご苦勞をおかけしています。ただ、地域から少し離れているので、身近な施設と感じられない。せめて1中学校区ごとに設置していただけたら身近な施設として相談もしやすくなると思う。
- 福祉のことで相談をしたいが、市社会福祉協議会なのか地域包括支援センターなのか、それとも行政なのか、どこに行っても良いのかわからないことがある。
- 地域包括支援センターは何をしているところなのかよくわからない。

## 奈良市地域包括支援センター

	名 称	住 所	TEL	地域活動単位である 小学校区
1	若草 地域包括支援センター	船橋町 1 番地の 1	25-2345	鼓阪北、鼓阪、佐保
2	三笠 地域包括支援センター	二条大路南 1-3-1 イトーヨーカドー5 階	33-6622	大宮、佐保川、椿井、 大安寺西
3	春日・飛鳥 地域包括支援センター	西木辻町 110-4	20-2516	済美、済美南、大安寺、 飛鳥
4	都南 地域包括支援センター	古市町 1327 番地 6 フォレストヒルズ奈良	50-2288	辰市、明治、東市、 帯解、精華
5	平城 地域包括支援センター	右京 1 丁目 3-4 サンタウン プラザ すずらん館 2 階	70-6777	神功、右京、朱雀、左京、 佐保台、平城西、平城
6	京西・都跡 地域包括支援センター	六条 2 丁目 2-10	52-3010	伏見南、六条、都跡
7	伏見 地域包括支援センター	西大寺南町 1-17 西田ビル 2 階	45-1671	あやめ池（学園南以外）、 西大寺北、伏見
8	二名 地域包括支援センター	二名 1 丁目 2392-2	43-1280	鶴舞、青和、二名、 富雄北
9	登美ヶ丘 地域包括支援センター	中登美ヶ丘 1-1994-3 D20-104	51-0012	東登美ヶ丘、登美ヶ丘
10	富雄 地域包括支援センター	大倭町 2-22	52-2051	鳥見、富雄第三、三碓、 富雄南、あやめ池（学園南）
11	東部 地域包括支援センター	茗荷町 774-1	81-5720	田原、柳生、興東、並松、 都祁、吐山、六郷、月ヶ瀬

地域密着型サービス・日常生活圏域 分布図



## 【基本方向】 2. 保健福祉サービスを利用しやすくするしくみづくり 【基本計画】 (2) 保健福祉サービス情報の充実

### 1. 現状と課題

医療保険や介護保険制度、さらに障害福祉施設など、保健福祉サービスをめぐる環境は絶えず変化しており、市では、サービスの内容や制度に関する情報をしみんだよりなどの広報誌や市ホームページなど、様々な手法により提供しています。

しかし、専門用語や情報量の多さから、サービス内容が分かりにくいという声も聞かれ、当事者の立場を考慮した情報を発信することがますます必要です。

また、そのためには、市民がどのような事を相談したいのかなどの情報把握も必要です。高齢者や障がい者、子育て支援を必要としている方など、すべての保健福祉サービス利用者が等しく、地域において自由にサービスを選択し、安心してサービスを受けることができる情報提供システムの充実と、行政による広聴活動の充実が求められています。

### 2. 施策の方向

誰もが必要なときに、いつでも必要な保健福祉サービスに関する情報が入手できるように、各種情報媒体による利用者の視点に配慮した情報提供に努めます。また、障がい者や外国人への配慮した情報提供ができるよう情報のバリアフリー化を推進します。

さらに、保健福祉サービス提供事業者によるサービス内容などの利用者への情報提供も促進していきます。

### 3. 実施事業

- ①奈良しみんだよりの発行（広報広聴課）
- ②広報板の設置（広報広聴課）
- ③外国語ハンドブックの発行（広報広聴課）
- ④暮らしの便利帳の発行（広報広聴課）
- ⑤点字・声の広報発行事業（障がい福祉課）
- ⑥難病ガイドブック作成（保健予防課）
- ⑦親子の健康づくり応援事業（健康増進課）





- 福祉や介護に関する市の情報提供のあり方についての検討をお願いしたい。演劇や落語のように敷居が低くて市民が入って行きやすくして解りやすい方法や具体的な事例を挙げて、このような時にはこんな制度が使えるとか、ヒントになるような情報を私たちに提供してほしい。
- 和製のカタカナ語や横文字等が目立っているが、高齢者やそうした字体に弱い人には、利用者の視点に立ち配慮をお願いしたい。せっかくの丁寧な文章も意味が通じず内容を理解できないことがある。

## 【基本方向】 3. 質の高い保健福祉サービスを提供するしくみづくり

### 【基本計画】 (1) 保健福祉サービスの質の向上

#### 1. 現状と課題

保健福祉サービスを必要とする人にとって、サービスの質が満足できるものであることは当然の願いであり、サービスを提供する事業者や施設が、利用者のニーズを踏まえた上で、質の維持・向上に向けた取組みを行うことは重要です。

また、サービスに対するニーズは、地域によっても特徴があることから、地域別の実情を把握し、サービス向上につなげる必要があることから、地域別の福祉関連の統計データを毎年集計し、公表しています。また、保健福祉サービスに携わる行政や施設等の職員の技能や知識の向上のため、各種研修の開催や研修会への派遣を行っています。

高齢者福祉の分野においては、市内を11の日常生活圏域に分け、圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、高齢者が住み慣れた地域で、心身の状態を維持し、適切な保健福祉や医療サービスを利用しながら、安心して生活するために必要な援助・支援を包括的に行っています。

社会福祉事業を行う社会福祉法人や社会福祉施設および介護保険、障害福祉サービスを行う事業者に対して、指導監査や実地指導等を行っており、事業者や施設等が遵守すべき最低基準や、指定事業者としての基準に則しているかを監査・指導し、保健福祉サービスを一定水準に確保する上で効果を発揮しています。なお、指導監査の結果は、本市ホームページで公表しています。

#### 2. 施策の方向

「奈良市の福祉」および、地域別の基礎統計データを毎年集計し、本市ホームページ上で掲載し、広く市民に公開していますが、今後は地域福祉関係者にも積極的に情報提供を行い、地域福祉向上のためにも活かすことができるよう取り組みます。

保健福祉サービスの維持向上のため、社会福祉法人・社会福祉施設等に対する指導監査等を強化させるとともに、その指導監査結果について、引き続き、本市ホームページで公表し、サービスの適正実施の一助とします。

また、各種研修会などを継続して実施し、関係者の技能や知識の向上に努めます。

### 3. 実施事業

- ①指導監査（福祉政策課、施設担当課）
- ②行政統計資料の整備と統計資料の公開・提供（福祉政策課）
- ③資格取得研修への職員派遣（福祉政策課）
- ④社会福祉施設への各種スキルアップ研修の案内（福祉政策課）
- ⑤地域包括支援センター運営事業（支援事業）（長寿福祉課）
- ⑥訪問相談事業（訪問相談員等の育成）（保健予防課）



市ホームページを利用した福祉関連データの公開

#### まちの声

- たまたま地域包括のパンフレットに「認知症予防」という言葉を見つけて連絡したら、すぐに来ていただき、ディサービスを利用することができるようになった。
- 地域包括支援センターは、しきりに何でも相談してくださいとPRしているが、何でもというのは漠然としていて、こんなことまで相談して良いのかという不安がある。具体的な判断できる情報があればより身近なものになるのではないかと思う。

## 【基本方向】 3. 質の高い保健福祉サービスを提供するしくみづくり

### 【基本計画】 (2) 保健福祉サービス利用者の保護

## 1. 現状と課題

保健福祉サービスが措置制度から事業者との契約による利用方法へと移行され、利用者が自分に合ったサービスを自由に選択できるようになりました。市の福祉担当課や身近にある地域包括支援センターにおいて、サービスの利用について相談援助等を行っています。

また、保健福祉サービスの適切な利用のためには、情報提供はもちろん、利用に結びつきにくい人に対する、利用者の視点に立った支援が行えるような援助体制が必要となります。

そして、保健福祉サービスを必要とする人が安心してサービスを選択し、利用できるよう、事業者には契約者に対する苦情・相談対応が義務づけられています。また、事業者自らサービスの向上に努めるとともに、「福祉サービス第三者評価制度」<sup>(※1)</sup>を活用することが求められています。

契約による保健福祉サービスの利用が困難な方が成年後見人などによる支援を必要とする場合において、親族による申立てができない時、市長が申立てを行い、サービスを受けることができるような処置をとっています。一方、弁護士などの職業後見人の数をはるかに上回るペースで、認知症高齢者等が増加しており、また、親族による後見が困難なケースも増加していることから、市民後見人への期待が高まっています。

※1・・・福祉サービスを提供する事業者やその福祉サービスを利用している利用者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する制度

## 2. 施策の方向

保健福祉サービスの質の向上を図るため、社会福祉事業者に対して、「奈良県福祉サービス第三者評価制度」の利用の促進を図ります。

保健福祉サービスの利用にあたって、認知症高齢者などの判断能力が十分でない方が、必要なサービスの利用契約ができない場合があります。これらの人の権利を保護するため、成年後見制度を充実させていきます。

これまで実施してきた、市長による成年後見人の申立て制度に加え、弁護士などの専門職後見人以外の市民後見人の養成のため、研修の実施や相談会の開催、市民への普及・啓発を目的に講演会の開催等を実施し、支援体制の充実を目指します。

### 3. 実施事業

- ①市民後見人の育成（福祉政策課）
- ②成年後見制度利用支援事業（障がい福祉課、長寿福祉課）
- ③介護サービス事業（介護福祉課）
- ④ケアマネジャー活動等支援事業  
（長寿福祉課）
- ⑤地域包括支援センター運営事業  
（長寿福祉課）



ケアマネジャーの研修の様子

まちの声

- 判断能力が不十分で、地域で生活していくうえで、意思決定や金銭管理などに不安があり安心できる支援策があるようであれば、教えてほしい。
- 市民後見の制度が確立してくると、やはり安心できる。本来は親戚がおこなっていたが、それも無くなってきた。

**【基本方向】 4. 生活基盤の整備と社会参加を促進するしくみづくり**  
**【基本計画】 (1) バリアフリーの推進と交通手段の確保**

## 1. 現状と課題

高齢者、障がい者、妊産婦、子どもなど、誰もがいきいきと生活できるまちづくりのためには、それを支える生活環境の整備が必要です。

本市では、「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」（まちづくり条例）をはじめ、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）、「奈良市福祉のまちづくりのための建築物の環境整備要綱」、「奈良市地域福祉計画」等に沿って、バリア（障壁）のない誰もが暮らしやすい生活環境づくりに取り組んでいます。

公共施設等のバリアフリー化は着実に進展しているものの、まちなかにおいては、道路の建物入口等の段差解消をはじめ、車椅子やオストメイト<sup>(※1)</sup>対応の多目的トイレの設置促進など、多くの課題を抱えており、民間の建築主や市民を含め、社会全体でこれらの課題の克服に取り組む必要があります。

また、一人では公共交通機関の利用が困難な要介護者や障がい者などが、自立した移動が可能となるよう、地域における外出支援・移動手段の整備が求められています。通院・通所・レジャーなどの目的に利用できる福祉有償運送が制度化され、本市でも社会福祉法人やNPO法人が事業の運営を行っていますが、福祉有償運送について関係者に情報提供を行い、より一層の浸透を図る必要があります。

※1・・・ 癌や事故などにより消化管や尿管が損なわれたため、腹部などに排泄のための開口部（ストーマ（人工肛門・人工膀胱））を造設した人のことをいう。

## 2. 施策の方向

高齢者や障がい者等、ハンディキャップのある方々のみならず、年齢、性別、身体的特徴、国籍など、人々の個性や特徴に関係なく、すべての人が快適に利用しやすい「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という「ユニバーサルデザイン」の視点およびハンディキャップのある方々への理解・協力を深める「心のバリアフリー」の視点に立ち、公共施設をはじめ、各種施設や道路などのバリアフリー化を推進していきます。また、高齢者や障がい者、子育て中の方などが外出する際に必要となる公共施設等日常利用する施設のバリアフリー化についての情報を積極的に提供します。

また、要介護者や障がい者がレジャー等への交通手段として利用できる、福祉有償運送について対象者に積極的な情報提供を行っていきます。

### 3. 実施事業

- ①放置自転車への対策（防犯・交通安全課）
- ②北和地区福祉有償運送協同運営協議会（福祉政策課）
- ③バリアフリー基本構想策定（交通政策課）
- ④駅エレベータ整備費補助事業（交通政策課）
- ⑤交通安全施設整備（道路建設課）
- ⑥舗装新設工事（道路建設課）



#### まちの声

- ・若年層が町を離れることにより、地域で高齢化が進み、高齢者の世帯が増加して、病院や買い物に出かけるのにも不便が生じている。バスは運行数も少なく、路線のない地域もあり、移動手段に困っている。移送サービスを是非とも実施してほしい。
- ・根本的に、交通事情が悪く輸送面一つをとっても、不便なところが多く、道路・鉄道網の整備が遅れており、インフラ整備をもっと進めてほしい。

**【基本方向】 5. 住み慣れた地域で安心していきいきとくらすしくみづくり**  
**【基本計画】 (1) 女性・子ども・子育て支援の推進**

## 1. 現状と課題

近年、児童虐待に関する相談件数は増加傾向にあり、その内容も複雑化し、深刻な社会問題になっています。虐待は、育児に関する悩みに関して相談相手を持たない保護者が、生活上のストレスから虐待に発展してしまうケースなど、どの家庭でも起こりうるものと言えます。相談業務等による発生の予防から早期発見・早期対応、保護・支援に至るまでの、総合的な支援を講じるとともに関係機関の多面的な援助が必要となります。

DV被害も深刻で、身体的な暴力だけでなく、精神的・性的・社会的・経済的な暴力などが含まれ、多くの場合、複雑に絡み合っていて発生しています。被害者の多くは女性で、救済するための諸制度は整備されていますが、今後は身近なところで相談できる相談窓口の充実と自立を促進するための経済的、社会的支援等細やかな支援を提供する具体的な取組みが必要です。

また、登下校時の不慮の事故や凶悪な犯罪から子どもの安全を守るための取組みも重要です。年齢や学年に応じた対策を講じ、地域、保護者、学校、関係諸機関が連携して地域で見守るという意識を持つことが、犯罪を防ぐ上で大きな力となります。

## 2. 施策の方向

被虐待児童対策地域協議会では、福祉・教育・保健・医療・司法の各機関が連携し、個別に事例を協議しながら支援をしていますが、引き続き、複合的なネットワークで多面的な支援を継続します。

児童虐待を未然に防ぐために、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業を実施していますが、今後は訪問率をさらに高めながら、引き続き家庭訪問等で各家庭の子育て環境の把握に努め、必要に応じ、個々の家庭における子育てに関する相談や支援を行います。

男女共同参画センターでは生き方・夫婦・家族（高齢者）・家族（子ども）・人間関係・DV・精神保健等の悩みに関して女性問題の視点に立ち、カウンセリング等による問題解決を図ります。

子どもの年齢や学年に応じた内容の交通安全教室を実施したり、迷惑駐車追放活動によって登園・登校時の安全な通行と交通事故の防止を図ります。

### 3. 実施事業

- ①交通安全教室（防犯・交通安全課）
- ②交通安全指導員による違法駐車等防止活動（防犯・交通安全課）
- ③女性問題相談（男女共同参画課）
- ④「奈良市次世代育成支援行動計画」の推進（子ども政策課）
- ⑤子育てサークル活動費補助金助成（子ども育成課）
- ⑥ファミリー・サポートセンター事業（子ども育成課）
- ⑦地域子育て支援センター事業（子ども育成課）
- ⑧つどいの広場事業（子ども育成課）
- ⑨子育てスポットすくすく広場事業（子ども育成課）
- ⑩子育てスポット事業（子ども育成課）
- ⑪子育て支援アドバイザーの設置（子ども育成課）
- ⑫子育てサークル交流会の開催（子ども育成課）
- ⑬奈良市被虐待児童対策地域協議会（子育て相談課）
- ⑭養育支援訪問事業（子育て相談課）
- ⑮こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問）事業（子育て相談課）
- ⑯公立保育所の運営（保育課）
- ⑰新生児、妊産婦訪問事業（健康増進課）
- ⑱未熟児、低体重児支援事業（健康増進課）
- ⑲4か月児健康診査（健康増進課）
- ⑳1歳7か月児健康診査（健康増進課）
- ㉑3歳6か月児健康診査（健康増進課）
- ㉒おやこプチ講座（健康増進課）
- ㉓放課後子ども教室（地域教育課）
- ㉔学童保育（地域教育課）
- ㉕安全対策事業（学校教育課）



子育てサークル交流会の開催

#### まちの声

- 地域の繋がり（特に子育て世代の繋がり）が希薄になっているので、密にするための活動を行っていききたい。
- ちょっとした相談が、昔なら家族や近所のおじいちゃん、おばあちゃんに相談できたが、今はできない社会になってきている。
- 子育て支援として、就園前のお子さんを園に慣れてきてもらおうと同時に、お母さんに対しては、子どもを園に連れてきて見てもらっている間に、色々な人たちとおしゃべりする時間を設け、ストレスを発散してもらおうということも試みている。

【基本方向】5. 住み慣れた地域で安心していきいきとくらすしくみづくり  
【基本計画】(2) 高齢者・障がい者支援の推進

## 1. 現状と課題

高齢者・障がい者が地域の中でいつまでも元気に暮らせる社会づくりを推進していかなければなりません。寝たきり・引きこもり防止のため、主体的に社会的自立や社会参加を目指して活動する関係団体やボランティア団体を支援し、文化活動・スポーツ活動・世代間交流などを通して、地域コミュニティを活性化させる施策が必要です。

また、児童だけでなく高齢者・障がい者に対する虐待も複雑化し、深刻な社会問題になっています。心理的・身体的暴力だけでなく、判断力が低下した高齢者や障がい者の年金を勝手に使い込んだり、悪徳業者が必要のない売買契約を結ばせたりする経済的虐待も目立ちます。今までも行政と各関係機関の連携による取組みを行ってきましたが、複雑化した問題に対処するため、弁護士等による専門的な情報提供や助言が求められています。

## 2. 施策の方向

高齢者を対象に、健康体操や軽スポーツを取り入れ、あるいは趣味を生かした活動を通じて介護予防の取組みに努めます。また、65歳以上の生活機能が低下している又はそのおそれのある人を対象に、生活機能を向上していくための支援を行います。

高齢者虐待については対応マニュアルを作成し、地域包括支援センター及び行政が連携するとともに、虐待対応のなかで弁護士からの専門的な助言等を受けるために弁護士相談事業を実施しています。

高齢者及び障がい者の一人世帯で、大型ゴミを指定の場所まで搬出できないなどの搬出困難者を対象に職員が直接自宅内まで訪問し、搬出等の支援を継続的に行います。

## 3. 実施事業

- ①友愛手帳優遇措置事業（障がい福祉課）
- ②福祉タクシー助成事業（障がい福祉課）
- ③障害者虐待防止対策支援事業（障がい福祉課）
- ④地域自立支援協議会運営事業（障がい福祉課）
- ⑤高齢者虐待防止ネットワーク運営事業（長寿福祉課）

- ⑥通所型介護予防教室運営事業（長寿福祉課）
- ⑦認知症サポーターの育成（長寿福祉課）
- ⑧老春手帳優遇措置事業（長寿福祉課）
- ⑨老人福祉センターの充実（長寿福祉課）
- ⑩緊急時在宅高齢者支援事業（長寿福祉課）
- ⑪配食サービス事業（長寿福祉課）
- ⑫日常生活保安用具給付事業（長寿福祉課）
- ⑬生活管理指導員派遣事業（長寿福祉課）
- ⑭地域包括支援センター運営事業（権利擁護）（長寿福祉課）
- ⑮大型ごみふれあい収集（まち美化推進課）



まちの声

- 障がいに関しては、専門性が高いため私たちでは相談に乗ることができない。より身近な地域に、障がいに関して相談ができるような施設や、カウンセリング等専門機関に引き継ぎができるような方法や情報がほしい。
- 認知症を抱えてしまうと、どうしても介護者にストレスが溜まってしまう。また、家族間で介護していると認知症であるということを表に出したくないという想いもあり、このことから介護者が孤立してしまい、すごく苦しい状態が続いて虐待という形で表れてきている。
- 高齢化が進んできている。地域のイベント等、積極的に参加するような「見える高齢者」よりも、「見えない高齢者」が大半を占めてきていることが大きな問題である。

【基本方向】5. 住み慣れた地域で安心していきいきとくらするしくみづくり  
【基本計画】(3) ひきこもり・発達障がいなどへの対応

## 1. 現状と課題

ひきこもりや注意欠陥多動性障がい（ADHD）・アスペルガー症候群・学習障がい（LD）などの発達障がい近年注目されています。発達障がいとひきこもりの関連性も様々な調査結果で報告されていますが、性格や個性の問題と誤解されやすく専門医も極めて少ないことから、二次障がいや合併症を引き起こすケースも見受けられます。

このような生活課題について、自立支援の観点から発見・見守り・相談・関係機関相互の連携など、引き続き柔軟に対応できるしくみづくりが求められています。

## 2. 施策の方向

ひきこもりに対する支援対策として、訪問による支援や社会参加支援、居場所づくり（出会い・交流の場）や文化・スポーツ体験の提供、家族支援を行うなど支援体制の充実を図ります。

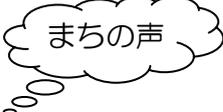
不登校児童生徒並びにその保護者に対して、平成23年度からは、新設された「はぐくみセンター」の教育相談フロアを効果的に活用し、個々の状況に応じた集団適応指導および心理療法を実施していますが、今後はさらにきめ細やかな対応を行っていきます。

## 3. 実施事業

- ① 子ども発達センター（子育て相談課）
- ② 障がい者及び結核児童支援  
（療養指導事業）（健康増進課）
- ③ 発達支援教室（健康増進課）
- ④ 不登校対策事業  
（スクールカウンセラー配置・  
不登校児童訪問事業・  
不登校を考えるつどい）（教育相談課）
- ⑤ わかば教室（教育相談課）



不登校児童生徒交流事業の様子



まちの声

- 子どもがひきこもっているが、具体的にどこへ、どのように相談に行ったら良いのかがわからない。
- 私の知り合いにも不登校のお子さんがいます。相談すればすぐに解決するというものではないが、親としたら、話を聞いてもらうための相談の場がほしい。解決への道を示してほしいと考える。  
子どもは男親より女親の方が、話しやすいのかもしれない。出来るだけ子どもの方から話が出るような状況を作ることが大切なのではと思う。  
まず、親が相談できるような場所があり、親の心を軽くほぐしてから子どもの話をゆっくり聞けるような環境を整えていただきたい。

**【基本方向】 5. 住み慣れた地域で安心していきいきとくらすしくみづくり**  
**【基本計画】 (4) 防災・防犯及び災害対策への取組み**

## 1. 現状と課題

近年、大地震の発生確率の高まりや台風の大型化、豪雨災害の多発など自然災害への脅威が増大する状況下、防災と災害対策の取組みにおいて、行政と地域住民等が連携、協働する体制づくりが必要であり、特に災害弱者への対策は喫緊の課題です。防犯や防災、災害対策の取組みを進めることは、住民相互の連帯感を強め、安心安全な地域づくりに繋がります。

また、詐欺や空き巣、ひったくりなど犯罪が増えており、地域住民による子どもや高齢者など地域の安全を見守る取組みが重要です。

## 2. 施策の方向

地域の自主防災力を高め行政と連携する防災体制づくりを推進するため、自主防災訓練などを通じた自主防災組織の活性化支援を継続します。

防災と災害対策、特に災害弱者への対策として、平常時の見守りや災害時の迅速・適確な避難救護活動に資する災害時要援護者名簿の作成や緊急医療情報キットの自主防災組織への早期普及に努めます。また、各避難所における福祉スペースの整備や福祉避難所の指定、人的支援の確保など安全で安心して避難生活を送れる体制整備を進めます。

また、奈良市安全安心まちづくり条例・基本計画に基づき、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて、青色防犯パトロールや防犯講演会の実施を推進し、防犯意識行動の啓発活動を継続します。

## 3. 実施事業

- ①自主防災防犯組織活動支援（危機管理課）
- ②災害弱者対応非常食の確保（危機管理課）
- ③福祉避難所の充実（危機管理課）
- ④地域防犯活動の推進（防犯・交通安全課）
- ⑤女性防災クラブ員による防火啓発（予防課）



防災訓練

まちの声

- 個人情報の守秘義務部分がネックとなり、防災活動としては、高齢夫婦や昼間一人暮らしの高齢者をどのように守っていけば良いか指導してほしい。
- 高齢者の目線で見た危険な場所や言い伝えなど、高齢者の立場から意見を出してもらって、地域での防災防犯の役割として考えている。
- 緊急時に家族に連絡が取れず、地域安全マップの友人欄に書かれた人に連絡して助かったという事例があった。  
緊急連絡先が書かれていても、連絡ができないことが多く、管理上、上手くいっているようでも隠れた問題があり注意を要する。

## 【基本方向】 6. 新たな生活課題に対応するしくみづくり

### 【基本計画】 (1) 災害時の要援護者対策づくり

## 1. 現状と課題

災害発生の際に、地域において迅速かつ的確に要援護者の安否確認や避難支援等を行うには、地域において高齢者や障がい者など支援の必要な要援護者が、地域のどこにどのように暮らしているかを把握することが重要です。そのため災害時要援護者名簿を作成し、災害時に備えた日頃の見守り等に活用しています。

災害時要援護者名簿は、70歳以上で常時一人暮らしの方、要介護・要支援認定者で在宅の方、身体障害者手帳4級以上の方、療育手帳・精神保健福祉手帳の交付を受けた方、難病患者支援台帳に登録の重症患者の方を対象にしています。作成にあたっては情報提供を同意方式とし、個人情報保護の徹底を図るために、個人情報保護基準に基づく覚書を交わしています。名簿は地区自主防災・防犯組織、民生・児童委員、関係機関と情報を共有しており、毎年更新としています。平成23年度には、全対象者26,825人のうち、同意された19,905人が災害時要援護者名簿に登録されています。

さらに、民生・児童委員の協力のもと、要援護者に救急医療情報キットを配付し、「医療情報」や「薬剤情報」並びに「緊急連絡先」などの情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫で保管しておくことで、災害時や緊急時に迅速な救助・救命活動が行えるようにしています。

また、災害時に指定避難所で避難生活に困難が生じる要援護者に対しては福祉避難所の開設も準備しています。

救護避難活動をより一層強固なものにするため、地域において支援の担い手である自主防災・防犯組織、民生・児童委員、地区社会福祉協議会などの関係機関との連携を深めなければなりません。また、甚大な災害発生時などの緊急やむを得ない場合には、奈良市個人情報保護条例に基づき、上記の覚書を交わしている自主防災・防犯組織、民生・児童委員に未登録者の名簿も情報提供し有事に備えますが、未登録者の登録率を上げることは重要であり登録への働きかけが必要となっています。

## 2. 施策の方向

災害時に、災害時要援護者名簿を活用することで、地域において要援護者の救護避難活動を円滑に行うことができるようになります。そのために関係機関等との連携を

一層図り支援体制の整備を進めなければなりません。

指定の避難所での生活が困難な要援護者に、福祉避難所の確保や医療機関等との連携が必要となります。

また、被災された要援護者に対して、居宅、避難所などにおいて、福祉サービスの情報を提供し、事業者と協力して福祉サービスを継続的に提供できるようにしなければなりません。

名簿未登録者への対応については、民生・児童委員の見守り活動を通じて、名簿への登録の重要性について周知を図ることで、名簿への登録率を上げていきます。

### 3. 実施事業

①災害時要援護者名簿作成事業（福祉政策課）

②救急医療情報キット（福祉政策課）



救急医療情報キット



- 私たちの地域では、防災・防犯の活動を活発に行っている。今は緊急時対応安心シートというものを、民生委員と協力して配布している。
- 災害時要援護者名簿の対象となるような人や、普段家族と同居していると言いながら昼間は一人になる高齢者も多く、それぞれの実態が掴みにくい。もう少し細かく調査して、いつでも声を掛け合うことが出来るような取り組みを行いたい。

# 第5章 計画の推進

## 1. 計画の推進

本計画を推進するためには、市民、地域団体、ボランティア団体等、事業者、社会福祉協議会及び市がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携して、地域の支え合いの仕組みを築き、福祉課題の解決に取り組むことが重要です。

## 2. 計画の進行管理

本計画を実行性のある計画として推進していくために、奈良市地域福祉推進会議において、進捗計画を把握するとともに、必要に応じて取組の内容を点検し、修正を行います。

# 具体的な取組み

基本計画に基づく実施計画

～ 94項目掲載 ～

## \*\*\* 基本理念 \*\*\*

# 支えあい、ともに生きる 安心と健康のまちづくり

### 基本方向

1. 住民の地域福祉への参加を促進するしくみづくり

2. 保健福祉サービスを利用しやすくするしくみづくり

3. 質の高い保健福祉サービスを提供するしくみづくり

4. 生活基盤の整備と社会参加を促進するしくみづくり

5. 住み慣れた地域で安心していきいきとくらするしくみづくり

6. 新たな生活課題に対応するしくみづくり

### 基本計画

(1) 地域福祉活動の支援促進  
(2) 小地域ネットワーク活動の促進

(1) 相談支援体制の充実  
(2) 保健福祉サービス情報の充実

(1) 保健福祉サービスの質の向上  
(2) 保健福祉サービス利用者の保護

(1) バリアフリーの推進と交通手段の確保

(1) 女性・子ども・子育て支援の推進  
(2) 高齢者・障がい者支援の推進  
(3) ひきこもり・発達障がいなどへの対応  
(4) 防犯・防災及び災害対策への取組み

(1) 災害時の要援護者対策づくり

## <事業一覧>

基本方向 基本計画	事業名		担当課
1 (1)	①	ボランティアの育成	協働推進課
	②	ボランティアセンターの運営と管理	協働推進課
	③	ボランティア・インフォメーション・センターの運営と管理	協働推進課
	④	地域人権教育支援事業	人権政策課
1 (2)	①	人権文化センター事業	人権政策課
	②	民生・児童委員協議会連合会活動支援	福祉政策課
	③	地区民生委員協議会活動支援	福祉政策課
	④	地域福祉推進員の設置	福祉政策課
	⑤	地区社会福祉協議会活動推進事業	福祉政策課
	⑥	地区福祉活動計画の策定支援	福祉政策課
2 (1)	①	市民なんでも相談窓口	広報広聴課
	②	自立支援促進事業	人権政策課
	③	相談支援事業	障がい福祉課
	④	精神障がい者に対する個別相談、訪問活動	障がい福祉課 保健予防課
	⑤	介護相談員等の派遣	介護福祉課
	⑥	地域包括支援センター運営事業（相談・虐待対応業務）	長寿福祉課
	⑦	認知症相談	長寿福祉課
	⑧	訪問相談事業	保健予防課
2 (2)	①	奈良しみんだよりの発行	広報広聴課
	②	広報板の設置	広報広聴課
	③	外国語ハンドブックの発行	広報広聴課
	④	暮らしの便利帳の発行	広報広聴課
	⑤	点字・声の広報発行事業	障がい福祉課
	⑥	難病ガイドブック作成	保健予防課
	⑦	親子の健康づくり応援事業（子どもの健康づくり教室）	健康増進課
3 (1)	①	指導監査	福祉政策課 施設担当課
	②	行政統計資料の整備と統計資料の公開・提供	福祉政策課
	③	資格取得研修への職員派遣	福祉政策課
	④	社会福祉施設への各種スキルアップ研修の案内	福祉政策課
	⑤	地域包括支援センター運営事業	長寿福祉課
	⑥	訪問相談事業（訪問相談員等の育成）	保健予防課

基本方向 基本計画			事業名	担当課
3	(2)	①	市民後見人の育成	福祉政策課
		②	成年後見制度利用支援事業	障がい福祉課 長寿福祉課
		③	介護サービス事業	介護福祉課
		④	ケアマネジャー活動等支援事業	長寿福祉課
		⑤	地域包括支援センター運営事業（支援事業）	長寿福祉課
4	(1)	①	放置自転車への対策	防犯・交通安全課
		②	北和地区福祉有償運送協同運営協議会	福祉政策課
		③	バリアフリー基本構想策定	交通政策課
		④	駅エレベータ整備費補助事業	交通政策課
		⑤	交通安全施設整備	道路建設課
		⑥	舗装新設工事	道路建設課
5	(1)	①	交通安全教室	防犯・交通安全課
		②	交通安全指導員による違法駐車等防止活動	防犯・交通安全課
		③	女性問題相談	男女共同参画課
		④	「奈良市次世代育成支援行動計画」の推進	子ども政策課
		⑤	子育てサークル活動費補助金助成	子ども育成課
		⑥	ファミリー・サポートセンター事業	子ども育成課
		⑦	地域子育て支援センター事業	子ども育成課
		⑧	つどいの広場事業	子ども育成課
		⑨	子育てスポットすくすく広場事業	子ども育成課
		⑩	子育てスポット事業	子ども育成課
		⑪	子育て支援アドバイザーの設置	子ども育成課
		⑫	子育てサークル交流会の開催	子ども育成課
		⑬	奈良市被虐待児童対策地域協議会	子育て相談課
		⑭	養育支援訪問事業	子育て相談課
		⑮	こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問）事業	子育て相談課
		⑯	公立保育所の運営	保育課
		⑰	新生児、妊産婦訪問事業	健康増進課
		⑱	未熟児、低体重児支援事業	健康増進課
		⑲	4か月児健康診査	健康増進課
		⑳	1歳7か月児健康診査	健康増進課
		㉑	3歳6か月児健康診査	健康増進課
		㉒	おやこプチ講座	健康増進課
		㉓	放課後子ども教室	地域教育課
		㉔	学童保育	地域教育課
		㉕	安全対策事業	学校教育課

基本方向 基本計画			事業名	担当課
5	(2)	①	友愛手帳優遇措置事業	障がい福祉課
		②	福祉タクシー助成事業	障がい福祉課
		③	障害者虐待防止対策支援事業	障がい福祉課
		④	地域自立支援協議会運営事業	障がい福祉課
		⑤	高齢者虐待防止ネットワーク運営事業	長寿福祉課
		⑥	通所型介護予防教室運営事業	長寿福祉課
		⑦	認知症サポーターの育成	長寿福祉課
		⑧	老春手帳優遇措置事業	長寿福祉課
		⑨	老人福祉センターの充実	長寿福祉課
		⑩	緊急時在宅高齢者支援事業	長寿福祉課
		⑪	配食サービス事業	長寿福祉課
		⑫	日常生活保安用具給付事業	長寿福祉課
		⑬	生活管理指導員派遣事業	長寿福祉課
		⑭	地域包括支援センター運営事業（権利擁護）	長寿福祉課
		⑮	大型ごみふれあい収集	まち美化推進課
5	(3)	①	子ども発達センター	子育て相談課
		②	障がい者及び結核児童支援（療養指導事業）	健康増進課
		③	発達支援教室	健康増進課
		④	不登校対策事業	教育相談課
		⑤	わかば教室	教育相談課
5	(4)	①	自主防災・防犯組織活動支援	危機管理課
		②	災害弱者対応非常食の確保	危機管理課
		③	福祉避難所の充実	危機管理課
		④	地域防犯活動の推進	防犯・交通安全課
		⑤	女性防災クラブ員による防火啓発	予防課
6	(1)	①	災害時要援護者名簿作成事業	福祉政策課
		②	救急医療情報キット	福祉政策課

【基本方向】 1. 住民の地域福祉活動への参加を促進するしくみづくり

【基本計画】 (1) 地域福祉活動の支援促進

	事業名	事業内容	平成28年度数値目標	担当課
①	ボランティアの育成	ボランティア養成講座を充実させるとともに、ボランティアセンターとボランティア・インフォメーション・センターのより一層の連携を図りながら、ボランティアの育成に取り組む。	ボランティア・NPO活動などへの市民参加率 2015年 40%	協働推進課
②	ボランティアセンターの運営と管理	奈良市におけるボランティア活動の拠点として、ボランティアに関する相談の受付やコーディネート、ボランティアに関する活動場所の提供、ボランティアやボランティアコーディネータを養成するための講座などを行うとともに、指定管理者である奈良市社会福祉協議会とも更に連携を深め、充実した施設運営を行う。	ボランティアセンター利用者数 2015年 19,700人	協働推進課
③	ボランティア・インフォメーション・センターの運営と管理	市民公益活動団体へ積極的に情報提供するとともに、学生や勤労者、団塊の世代の方々などに対して市民公益活動への参画を促し、活動の主体となる人材の育成を図ることを目的に相談コーディネート業務をはじめ、各種講座の実施、会議室の提供、各種情報収集・発信等を行う。 また、市民公益活動の裾野を広げていくため、今までボランティア等に触れる機会が少なかった層（仕事帰りのサラリーマンやOL等の壮年者、保健所を検診等で利用する若い母親、教育センターを利用する児童・生徒・教員等）をターゲットとした講座の充実を図る。	ボランティア・インフォメーション・センター相談件数 2015年 3,000人	協働推進課
④	地域人権教育支援事業	地域における人権教育の推進を図るため、奈良市人権教育推進協議会との連携を強化し、地域活動としての人権学習を通して、人権問題への認識を深めることにより、全市レベルでの福祉の向上に努める。そのために、社会教育団体の育成や学習を行う者に対して指導や助言を行い、共に支え合う社会づくりを支援する。	地区別研修会 40地区	人権政策課

【基本方向】 1. 住民の地域福祉活動への参加を促進するしくみづくり

【基本計画】 (2) 小地域ネットワーク活動の促進

	事業名	事業内容	平成28年度数値目標	担当課
①	人権文化センター事業	各人権文化センターが、それぞれの地域の特性を活かし、高齢者や障がい者の健康づくり、生きがいづくり、仲間づくり等を目的とした講座、子どもの育成、親と子または、地域住民との交流を目指した講座、ボランティア育成を視野に入れた講座、生涯学習講座等を開催し、地域における様々な生活上の課題の解決を図り、地域住民の自主的な活動を促進する。		人権政策課
②	民生・児童委員協議会連合会活動支援	市内46地区の民生・児童委員協議会の会長会研修をはじめ、市内771名の民生児童委員が集まる大会の開催等、民生児童委員活動の推進を図る。	会長会開催 毎月1回 幹事会開催 毎月1回 民生・児童委員大会開催 年1回 会長・副会長研修会 年1回	福祉政策課
③	地区民生委員協議会活動支援	市内46地区の民生・児童委員協議会に対して活動補助を行い民生児童委員活動の推進を図る。	地区民生・児童委員活動件数 110,000回	福祉政策課
④	地域福祉推進員の設置	「地域福祉推進員」は地区の民生委員協議会を巡回し、民生委員活動の把握・指導・助言・相談を行います。また企画と啓発に努め地域福祉活動の推進を支援する。	地域福祉推進員 1名 随時地域に出向く	福祉政策課
⑤	地区社会福祉協議会活動推進事業	地域内の福祉団体を中心とした様々な分野の団体や住民により構成され、住民相互の支え合いを高めるための活動として実施されている見守りネットワーク活動をはじめ、子育てサロンや高齢者サロンなどの小地域福祉活動を積極的に支援する。	各地区の地域特性に応じた活動を継続していく	福祉政策課
⑥	地区福祉活動計画の策定支援	地区社協活動をはじめとする各種団体、関係機関が共通の目標をもって福祉のまちづくりを計画的に取り組んでいくことができるよう、各地区で実施される地区福祉活動計画の策定支援に取り組む。とりわけ、未策定地区については策定実施に向け積極的に働きかけを行うとともに、策定後はその進捗状況を把握するなかで、必要な支援に取り組む。	計画の策定にかかる地区 46地区	福祉政策課

【基本方向】 2. 保健福祉サービスを利用しやすくするしくみづくり

【基本計画】(1) 相談支援体制の充実

	事業名	事業内容	平成28年度数値目標	担当課
①	市民なんでも相談窓口	市庁舎中央棟1階玄関ホール内に「市民なんでも相談窓口」を開設し担当職員が市民の方のご相談をうかがい課題解決に必要なコーディネートを行い効率よく解決を図る。		広報広聴課
②	自立支援促進事業	各人権文化センターにおいて各種相談事業を実施し、地域における身近で気軽な相談機関としての役割を担っていく。それにより、地域住民に適切な助言を与え、問題の解決、住民の生活や福祉の向上、自立意識の高揚を図っていく。		人権政策課
③	相談支援事業	委託相談支援事業所で、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言その他必要な支援を行い、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援していく。また、相談支援事業の更なる充実に向けて、地域の障がい福祉に関するシステム作りの中核的な役割を果たす地域自立支援協議会の機能強化を目指し、さまざまな取り組みを行っていく。		障がい福祉課
④	精神障がい者に対する個別相談、訪問活動	精神障がい者が地域で生活していくためには、障害福祉サービスの利用はもちろん、日常的な金銭管理をはじめとした衣食住の管理など生活支援ニーズへの対応ならびに相談支援機能の強化や地域住民の参加による、見守り・支えあい等のきめ細かな活動など幅広い地域の受け皿づくりが不可欠である。そのためには広くケアマネージメントができる相談体制を構築していく必要があり、相談支援のマンパワー不足の解消を図っていく。(障がい福祉課)  精神保健福祉相談員等が、精神障がい者及びその家族に対する面接や訪問により、医療や保健等に関する相談を行う。また相談日には精神科医による精神保健福祉相談を行う。(保健予防課)		障がい福祉課 保健予防課
⑤	介護相談員等の派遣	今後も介護相談員を定期的に派遣し、入所者の相談、不満及び不安を解消し介護サービスの質の向上を図る。事業所との意見交換や提案活動をとおして介護保険サービスの質の向上を図る。	継続実施 平成23年度 ・派遣施設 3施設 ・派遣回数 70回 ・相談件数 379件	介護福祉課
⑥	地域包括支援センター運営事業(相談・虐待対応業務)	地域の高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続できるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービスの利用につなげる支援を行う。また高齢者虐待に関する相談や介護ストレスを抱え悩んでいる家族に対して相談に応じる。	継続実施	長寿福祉課
⑦	認知症相談	市民なんでも相談窓口で、毎週月曜日10時から15時において、認知症及び若年性認知症に関して、本人や家族からの相談に応じている。	継続して開催 相談窓口：2箇所	長寿福祉課
⑧	訪問相談事業	保健師等が、難病患者等の日常生活及び療養上の相談、難病患者・家族間の調整、医療相談や訪問指導への対応等の必要な援助を行う。		保健予防課

【基本方向】 2. 保健福祉サービスを利用しやすくするしくみづくり

【基本計画】 (2) 保健福祉サービス情報の充実

	事業名	事業内容	平成28年度数値目標	担当課
①	奈良しみんだよりの発行	毎月1日に発行し、市政の各分野の情報をお知らせする。また、ホームページにもPDF版とテキストを掲載する。 (発行部数：約154,300部)		広報広聴課
②	広報板の設置	自治会等からの要望により広報板の修理や新設を実施する。	随時	広報広聴課
③	外国語ハンドブックの発行	日常生活に関係する制度や公共施設等を外国語(英語・韓国語・中国語)で照会した外国人向けガイドブックを市民課・出張所の外国人登録窓口で配布する。また、ホームページでもPDF版を提供。		広報広聴課
④	暮らしの便利帳の発行	市政情報(手続き・制度・施設等)を掲載した「暮らしの便利帳」を市民課・出張所で転入者等に配布し、同時にホームページにもPDF版を掲載。 (発行部数：8,000部)		広報広聴課
⑤	点字・声の広報発行事業	視覚障がい者に必要な行政情報を提供し社会参加を促進するため、市の広報誌等の録音版(年間600件)・点字版(年間960件)をボランティア団体と協働で作成し、希望者に配布を行う。		障がい福祉課
⑥	難病ガイドブック作成	現在厚生労働省で今後の難病対策の在り方を検討中であり、難病対策要綱の改正が予想される。その改正に合わせて情報提供を行うためガイドブックの作成を行う。		保健予防課
⑦	親子の健康づくり応援事業(子どもの健康づくり教室)	中央保健センターで、生後5か月児の離乳食教室及び生後10か月児のむし歯予防育児教室を実施します。また、保育園や地域の子育てサークルなどで乳幼児と保護者を対象に子どもむし歯予防等について健康教室を実施する。		健康増進課

【基本方向】 3. 質の高い保健福祉サービスを提供するしくみづくり

【基本計画】 (1) 保健福祉サービスの質の向上

	事業名	事業内容	平成28年度数値目標	担当課
①	指導監査	市所管の社会福祉法人及び社会福祉施設に対し、国が示した指導監査要綱や指導監査指針に基づき監査を行う。(平成24年度 監査対象法人34法人、監査対象施設 67施設) この監査結果について、利用者の立場にたった質の高いサービスの提供に資するため、引き続きホームページに掲載し公表を行う。	国の基準に基づき実施	福祉政策課 施設担当課
②	行政統計資料の整備と統計資料の公開・提供	地域福祉向上のため、「奈良市の福祉」および地域別データを整備し公開・提供を行う。	継続実施	福祉政策課
③	資格取得研修への職員派遣	社会福祉主事として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会福祉主事の任用資格を取得させる。(社会福祉主事資格認定通信課程)	研修派遣 年4人	福祉政策課
④	社会福祉施設への各種スキルアップ研修の案内	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信教育の方法により教授し、必要な資格を取得させる。(社会福祉施設長資格認定講習課程)	継続実施	福祉政策課
⑤	地域包括支援センター運営事業(相談・支援事業)	地域の高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続できるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービスの利用につなげる支援を行う。	継続実施	長寿福祉課
⑥	訪問相談事業(訪問相談員等の育成)	医療技術の進歩に伴い、医療依存度の高い在宅難病患者が増加していることから在宅難病患者を支える医師、看護師、ホームヘルパー等関係職員の専門知識の向上と、支援患者間のネットワーク構築を目指して研修会等を行う。		保健予防課

【基本方向】 3. 質の高い保健福祉サービスを提供するしくみづくり

【基本計画】(2) 保健福祉サービス利用者の保護

	事業名	事業内容	平成28年度数値目標	担当課
①	市民後見人の育成	判断能力が十分でない人が安心して生活できるよう成年後見制度の利用を促進するとともに、専門職後見人以外の市民を対象とした後見人の養成研修を実施していく。	権利擁護のあり方に関する検討委員会開催 年5回	福祉政策課
②	成年後見制度利用支援事業	認知症高齢者、後見制度が必要となる対象者はさらに増加していくことが見込まれる。権利擁護の支援を図る上で、後見制度の周知と対象者への活用を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談ごとに支援を実施</li> <li>制度の周知のため、講演会等開催協力</li> </ul>	障がい福祉課 長寿福祉課
③	介護サービス事業	利用者本位のサービスが安定して供給されるよう事業者の育成指導を行うことを主眼におき、介護給付の適正化に取り組むために事業者への実地指導を行う。また、住宅改修及び福祉用具購入・貸与の利用者宅を訪問し、適正であるか確認を行う。	継続実施	介護福祉課
④	ケアマネジャー活動等支援事業	ケアマネジャーや地域包括支援センター職員の資質の向上のため、研修会を実施する。各種ワーキングを進めるなかでセンター職員間の連携を図り、業務に関する疑義検討を図る。	ケアマネジャー・地域包括支援センター職員に対して各研修会開催 2回 各種ワーキング会議は随時開催	介護福祉課 長寿福祉課
⑤	地域包括支援センター運営事業（支援事業）	高齢者が本人の機能や能力を最大限に活かすような人らしい自立した生活を継続するために、本人の意欲や適応能力などの維持や回復を援助するとともに、あらゆる社会資源を自己決定に基づきコーディネートし、本人や家族が必要となるときに必要な社会資源を切れ目なく活用できるように支援を行う。	継続実施	長寿福祉課

【基本方向】 4. 生活基盤の整備と社会参加を促進するしくみづくり

【基本計画】 (1) バリアフリーの推進と交通手段の確保

	事業名	事業内容	平成28年度数値目標	担当課
①	放置自転車への対策	奈良市自転車等の安全利用に関する条例に基づき、主要10駅周辺の自転車等放置禁止区域内にある放置自転車等の移動・保管・指導を実施する。また、自転車等放置禁止区域の見直しや、自転車利用者のモラルの向上のため啓発等を実施することで、市民の良好な生活環境の確保と街の美観の維持に努める。		防犯・交通安全課
②	北和地区福祉有償運送協同運営協議会	奈良市、大和郡山市、生駒市の3市による「北和地区福祉有償運送共同運営協議会」で、道路運送法第80条の許可を得て行われる福祉有償運送の必要性・課題あるいは利用者の安全性と利便の確保に係る協議を行い、安全の確保と利用者の利便確保を図る。	運営協議会開催 年2回	福祉政策課
③	バリアフリー基本構想策定	バリアフリー新法に基づき公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や高齢者、障がい者等が利用する施設の集積した地区において、重点整備地区を定め重点的かつ一体的なバリアフリー化の推進を図る。		交通政策課
④	駅エレベータ整備費補助事業	鉄道駅は公共的施設の中でも特に不特定多数の人が利用する施設であり高齢者や障害者等の移動の円滑化を図るため、鉄道事業者が行う既設鉄道駅舎の整備にかかる設備投資に対し、国・県とともに支援を行い駅のバリアフリー化を促進する。	改修施設数 7駅	交通政策課
⑤	交通安全施設整備	継続箇所については、完了に向け事業を進め、新規要望箇所については、予算の範囲において事業を実施する。		道路建設課
⑥	舗装新設工事	予算の範囲において新規要望箇所の実施に向け事業を進める。		道路建設課

【基本方向】 5. 住み慣れた地域で安心していきいきとくらすしくみづくり

【基本計画】 (1) 女性・子ども・子育て支援の推進

	事業名	事業内容	平成28年度数値目標	担当課
①	交通安全教室	幼児・学童をはじめ保護者の方々に、横断歩道の渡り方、正しい自転車の乗り方など交通ルールやマナーの向上を図るため、小・中学校、幼稚園、保育園に出向き交通安全教室を実施する。	交通安全教室参加者数 14,000人	防犯・交通安全課
②	交通安全指導員による違法駐車等防止活動	交通事故を未然に防止するために、迷惑駐車・違法駐車等防止の啓発活動や、各地域の実情に合わせた見回り巡回活動、交通安全に関する安全点検を実施する。また、春・秋の交通安全運動の各種行事に参加し啓発活動に努める。		防犯・交通安全課
③	女性問題相談	家族・DV・結婚・子育て・性に関することや家庭の問題、そして自分の生き方などの悩みについて、女性相談員が相談に応じる。		男女共同参画課
④	奈良市次世代育成支援行動計画の推進	平成21年度に策定した後期計画の進捗管理を行うとともに、地域協議会を開催し、外部委員の意見を参考に必要な見直し等を行い、平成26年度の目標に向けて努力する。		子ども政策課
⑤	子育てサークル活動費補助金助成	地域や子育て親子のニーズを把握し、制度の周知を図るとともに子育てサークルの活動を支援していく。		子ども育成課
⑥	ファミリー・サポートセンター事業	一時的に子どもを預かってもらったり預かったり、会員による相互援助活動を行う、また、説明会や講習会を実施し、事業の充実や会員数の増加を図る。	活動件数 7,500件（平成27年度数値目標）	子ども育成課
⑦	地域子育て支援センター事業	子育ての負担・不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するために、子育て親子の交流の場を設け、地域の子育て支援情報の収集及び提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、地域支援活動を実施する。	9箇所設置（平成26年度数値目標）	子ども育成課
⑧	つどいの広場事業	子育て中の親の子育てへの負担・不安感の緩和を図るため、子育て親子が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図る場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施する。	8箇所設置（平成25年度数値目標）	子ども育成課
⑨	子育てスポットすくすく広場事業	子育て親子がいつでも気軽に集える場である子育て広場を、東・西・南・北福祉センターの一室で実施する。高齢者を含め異世代間での交流ができる場でもあり、親の育児不安や負担を軽減し、孤立化を防ぐ。		子ども育成課
⑩	子育てスポット事業	地域にある身近な公共施設等の空きスペースを利用し、月に1・2回、3時間開催し、子育て親子が集まり、共に語り合い、交流を図り、子育て情報の交換を行う場、育児相談に応じる場及び子育て親子に遊びを伝える場の提供を行う。	40箇所設置（平成26年度数値目標）	子ども育成課
⑪	子育て支援アドバイザーの設置	「子育て支援アドバイザー」を親子が集まる場所に派遣し、育児相談や講座などを行い、子育て親子の孤立化や、育児不安や負担を軽減する。また、アドバイザーに対し、フォローアップ講座を行い、資質の向上を図る。	活動件数 600件（平成27年度数値目標）	子ども育成課
⑫	子育てサークル交流会の開催	平成24年度から、サークルだけでなく地域の子育て支援団体全体を対象にした交流会とし、地域子育て支援センターが主体となり実施する。		子ども育成課

⑬	奈良市被虐待児童対策地域協議会	年々増加する児童虐待通告に対応するために、各種研修を受講し、職員の資質を高める。 また、より多くの市民に児童虐待防止啓発を行うために、市民集会の内容を、映画上映として11月に実施する。合わせて、児童虐待防止推進月間の11月中に、奈良県児童虐待防止ネットワーク「きずな」との街頭キャンペーンを実施し、より広く市民への啓発を行う。	各種研修は随時受講。 毎年1回の市民集会を開催。 年間1～2回の街頭啓発キャンペーンの実施。	子育て相談課
⑭	養育支援訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問）の後も、継続して養育に関する相談・助言が必要な家庭には保健師等の支援員が家庭訪問を行う。	随時	子育て相談課
⑮	こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問）事業	助産師等の訪問員が生後4か月未満の乳児を育てる家庭を訪問（原則一回）し、出産後の母親が直面する様々な不安や悩みを傾聴し、子育てに関する情報提供を行う。	全て訪問する	子育て相談課
⑯	公立保育所の運営	平成24年度には利用者のニーズのある地域の6園で延長保育を試行し、試行実績を検証し実施に向けて取り組む。保育士を対象に保育園内外での研修を体系的・計画的に実施し、保育の質の向上と多様な保育ニーズに対応できる保育士を育成する。 昭和56年以前の旧耐震基準の園舎に対して耐震2次診断を実施し、「耐震性に問題あり」と診断された園舎について、補強設計を行い耐震補強工事を実施する。		保育課
⑰	新生児、妊産婦訪問事業	新生児の発育、栄養、環境、疾病予防並びに妊産婦の妊娠中及び出産に支障を及ぼす恐れがある疾病、産褥期の健康管理、家庭環境について適切な指導を行うため、助産師及び保健師により訪問指導を行う。	支援必要者への訪問実施率 100%	健康増進課
⑱	未熟児、低体重児支援事業	未熟児について保護者の育児等の不安が強く、主に養育上いろいろな問題を有し、援助を必要とすることが多いことから、保健師等による家庭訪問等を実施し、保健指導を行い、乳幼児の発達を支援する。	支援必要者への訪問実施率 100%	健康増進課
⑲	4か月児健康診査	生後4か月児に対して、身体発育・運動発達・栄養状態等を診査し、疾病の早期発見・早期治療・早期療育並びに育児指導を行い、乳児の健康の保持及び増進を図るとともに、育児不安の軽減、虐待の予防を図ることを目的に指定の医療機関にて個別健診を実施する。	健診受診率 98.0% 未受診者 全数把握	健康増進課
⑳	1歳7か月児健康診査	幼児期初期の1歳7～8か月児に対して、医師及び歯科医師などによる総合的な健康診査を行い、疾病、障害、発達の遅れなどを早期に発見し、適切な指導を行うとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、栄養、その他育児に関する指導を行い、子どもの心身の安らかな発達の促進と育児不安の軽減を図ることを目的に集団健診を実施する。	健診受診率 93.0% 未受診者 全数把握	健康増進課
㉑	3歳6か月児健康診査	身体発育及び精神発達の面から最も重要な時期である3歳児に対して、医師及び歯科医師などによる総合的な健康診査を行い、発育状態、栄養の良否、疾病、発達の遅れなどを早期発見し、適切な指導及びその他育児に関する指導を行い、子どもの心身の安らかな発育発達の促進と育児不安の軽減を図ることを目的に3歳6～7か月の幼児を対象に集団健診を実施する。	健診受診率 87.0% 未受診者 全数把握	健康増進課
㉒	おやこプチ講座	地域の子育てサークルなどで乳幼児と保護者を対象に実施していた健康づくり教室については、公民館や子育て支援センター、子育て広場など親子が参加しやすい場所で「おやこプチ講座」として実施していく。	地域の健康課題に沿った健康教育を実施	健康増進課

⑳	放課後子ども教室	放課後等に小学校の余裕教室を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。	47 小学校区 （平成24年度より全校区で実施）	地域教育課
㉑	学童保育	平成24年度以降も、子どもを取り巻く環境の変化や多様化する課題に対応した安全安心な学童保育を42カ所のバンビーホームにおいて継続して実施するとともに、指導員の資質向上や延長保育の拡大を図り、保育の充実を行っていく。		地域教育課
㉒	安全対策事業	水難・痴漢危険防止用旗（赤旗）・子ども安全の家の旗を、小学校を通じ配付し、防犯ブザーについても新入生や市外からの転入者に配布している。 少年指導業務については22中学校区少年指導協議会に委託し、各協議会で巡回活動や登下校の見守り活動を実施中である。 毎月17日の子ども安全の日には教育委員会において、青色防犯パトロールを継続して実施予定。また、11月17日には「子ども安全の日の集い」を開催の予定。 不審者情報については、「子どもサポートネット」により注意喚起の情報配信を継続の予定。	水難・痴漢危険防止用旗・子ども安全の家の旗、防犯ブザーについては継続して配布。 少年指導業務については22中学校区少年指導協議会に委託し、各協議会で巡回活動や登下校の見守り活動を継続して実施。 毎月17日の子ども安全の日には教育委員会において、青色防犯パトロールを継続して実施。また、毎年11月17日には「子ども安全の日の集い」を開催。 不審者情報については、「子どもサポートネット」により注意喚起の情報を継続して配信。	学校教育課

【基本方向】 5. 住み慣れた地域で安心していきいきとくらすしくみづくり

【基本計画】 (2) 高齢者・障がい者支援の推進

	事業名	事業内容	平成28年度数値目標	担当課
①	友愛手帳優遇措置事業	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者に対し、市内路線バス乗車時に提示することにより、無料で利用できる年間定期券「友愛バス優待乗車証」を交付する。		障がい福祉課
②	福祉タクシー助成事業	重度心身障害者・児の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進をはかるため、身体障害者手帳及び視覚障害の各1・2級及び療育手帳A1・A2所持者に対してタクシー料金の一部を助成する		障がい福祉課
③	障害者虐待防止対策支援事業	奈良市障害者虐待防止センターを設置・運営するとともに障がい者に対する虐待の防止等を行うため、地域における連携体制の整備や支援体制の強化を行っていく。		障がい福祉課
④	地域自立支援協議会運営事業	障がい者等への支援の体制の整備を図るため地域自立支援協議会を設置・運営する。関係機関等が相互の連携を図り、情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。		障がい福祉課
⑤	高齢者虐待防止ネットワーク運営事業	他機関との連携を明確にするため、高齢者虐待対応マニュアルの見直しを行う。それとともに、高齢者虐待ネットワークについても設立を目指す。	高齢者虐待防止対策協議会の設置 ・代表者会議開催 年2回 ・実務者会議開催 随時	長寿福祉課
⑥	通所型介護予防教室運営事業	二次予防事業者に対し、通所型による介護予防教室を実施する。	介護予防教室参加率 20%	長寿福祉課
⑦	認知症サポーターの育成	認知症について理解し認知症の人やその家族を温かく見守り支援する認知症サポーターを育成する。	育成講座開催 年2回 研修会開催 年2回	長寿福祉課
⑧	老春手帳優遇措置事業	70歳以上の高齢者に老春手帳を交付し、市内バスの優待乗車、市内の社寺、文化施設等の無料入場その他の優待措置を実施することにより、高齢者の積極的な社会参加を支援するとともに、健康の維持増進と生きがいのある生活に寄与し、高齢者の福祉増進を図る。	継続実施	長寿福祉課
⑨	老人福祉センターの充実	地域の高齢者に対し、各種相談、健康の増進・介護予防の推進、生きがいづくり等社会参加を推進する。	老人福祉センター利用者数 240,000人	長寿福祉課
⑩	緊急時在宅高齢者支援事業	在宅で65歳以上の単身世帯などで、心臓疾患など身体上疾患があり、日常生活において身体的な緊急事態が生じたとき、速やかに安全確保できるよう受信センターを通じて協力員に通報し安否を確認する。	継続実施 (平成24年12月末 450件)	長寿福祉課
⑪	配食サービス事業	在宅で65歳以上の単身世帯などで、心身の障害や傷病のために調理が困難で低栄養の恐れがある人を対象に、昼食の配達を行い健康増進を図る。また、同時に安否の確認を行う。	継続実施 (平成24年12月末 681件)	長寿福祉課
⑫	日常生活保安用具給付事業	在宅で概ね65歳以上で、認知症等のため防災の配慮が必要な一人暮らし高齢者等の電磁調理器具等を給付する。	継続実施 (平成24年12月末 2件)	長寿福祉課
⑬	生活管理指導員派遣事業	在宅65歳以上の単身世帯などで、特に身体介護は必要としないが、日常生活に援助が必要な人に対し生活管理指導員を派遣し、調理・洗濯等の指導・支援を行うことにより、基本的生活習慣の確立と要支援状態への進行を予防する。	継続実施 (平成24年12月末 161時間 49世帯)	長寿福祉課

⑭	地域包括支援センター運営事業（権利擁護）	<p>権利侵害の対象者になりやすい高齢者、あるいは自ら権利主張や権利行使することができない状況にある高齢者に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を行う。</p> <p>地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のための支援を行う。</p>	継続実施	長寿福祉課
⑮	大型ごみふれあい収集	<p>大型ごみの収集において、高齢者及び障がい者の一人世帯で指定の場所まで搬出できないなどの対応策として、平成10年12月から職員が直接自宅内まで訪問し搬出等の支援を行う「ふれあい収集」制度による収集業務を継続的に実施する。</p>	継続実施	まち美化推進課

【基本方向】 5. 住み慣れた地域で安心していきいきとくらするしくみづくり

【基本計画】 (3) ひきこもり・発達障害などへの対応

	事業名	事業内容	平成28年度数値目標	担当課
①	子ども発達センター	1階の療育相談室では、発達障害や言語・情緒・行動に発達の課題を抱える就学前の幼児とその保護者を対象に、心理判定員、特別支援教育士、保健師、保育士が療育相談（電話・来所）に応じる。必要に応じて作業療法士や言語聴覚士による専門相談、発達検査も行う。 2階では、児童福祉法に規定された『児童発達支援いっほ』が療育の必要性が認められる就学前の幼児を対象に、遊びを通して社会性や協調性を養い、言語活動を高めるような療育を行っている。		子育て相談課
②	障がい者及び結核児童支援（療養指導事業）	平成23年度事業に加え、長期療養児の家庭を対象に孤立化予防と情報交換を目的に交流会を実施する。		健康増進課
③	発達支援教室	1歳7か月児健診・3歳6か月児健診後の事後指導の場として遊びやグループワークを通して、子どもの発達や適切な関わり方を学び、親同士が悩みを共有することで育児不安の軽減につなげるために実施する。		健康増進課
④	不登校対策事業	スクールカウンセラー配置については、中学校については県の事業として9校に、市の事業として13校に、合計公立22中学校のすべてに配置している。小学校は県の事業として7校に、市の事業として19校に、合計26校に配置している。一条高校を合わせて、県から16校、市から33校、合計49校に配置した。  不登校児童生徒宅への訪問事業については、2名（平成24年9月末時点）の家庭に12回訪問を実施した。3Reプラン事業を見直し、「ふれあいプラン」として、わかば教室の中で年間を通じて創作活動・体験活動を通じて創作活動・体験活動を通して児童生徒の豊かな感性や自主性、行動力を引き出し、共に生きることの楽しさを実感できる機会として提供している。  不登校に悩む保護者や教職員と話し合う「不登校を考えるつどい」は、カウンセラーと座談会形式で行う従来の形と精神科医を招き、医療現場から見る不登校支援について講演をしていただく形でおこなう予定である。		教育相談課

⑤	わかば教室	<p>不登校状態にある中学生の進路を保障し、将来における社会的な自立につなげていくために、学年別の学習支援体制を整え。月～金（9：15～14：20）に、教職経験を有する講師と支援スタッフが、国語・数学・英語・社会・理科・実技教科の指導を行う「わかば教室」を開催している。加えて、わかば教室では学習支援のみにとどまらず、様々な体験的活動、センター外活動、個別相談会等を実施し、心理面での支援活動を取り入れている。</p> <p>さらに、不登校状態にある児童生徒の対人関係力、集団適応力の改善・向上を目的として「ふれあい広場」を開設し、月～金（14：30～16：00）に、カウンセラーとメンタルフレンドが子どもたちの集団活動を指導し、学校復帰を目指している。</p> <p>また、子どもたちにとっていかなる支援が適切で必要かについては、専任のカウンセラーの面談をもとに、検討を重ねて実施している。</p>		教育相談課
---	-------	--	--	-------

【基本方向】 5. 住み慣れた地域で安心していきいきとくらすしくみづくり

【基本計画】 (4) 防犯・防災及び災害対策への取組み

	事業名	事業内容	平成28年度数値目標	担当課
①	自主防災・防犯組織活動支援	活動の活性化・充実化を図るため、自主防災防犯組織及び自主防災防犯組織連絡協議会に対する活動交付金の交付を継続し、自主防災防犯組織内の未加入地区の解消や災害時に主体となって活動される避難所の運営に係るマニュアル作りなどの支援など、組織の活動の実効性をあげる支援・協力を行う。	自主防災防犯組織結成率 100%	危機管理課
②	災害弱者対応非常食の確保	奈良市地域防災計画の被害想定に基づく非常食の確保については、流通備蓄を踏まえ必要食数を確保としている。その中で乳幼児や高齢者など災害弱者向けに対応する品目を拡充し、大規模災害時に生命を維持できるよう対策を講じる。	災害弱者向け非常食 約 10,000 食	危機管理課
③	福祉避難所の充実	避難所での生活が困難な要援護者が、安心して生活ができるよう、設備や体制を整備した福祉避難所を確保する。各施設などと協定を締結し、連携を図りながら、要援護者のニーズに合わせた体制づくりを推進する。	福祉避難所の指定 約 60 施設	危機管理課
④	地域防犯活動の推進	市民一人ひとりの防犯意識を高めるため、自治会及び自主防犯会等と協働で、防犯講演会及び防犯教室を実施し、しみんだよりへの防犯記事の掲載を行う。また、青色防犯パトロールにより市内一円の見回りを実施することにより、すべての市民が安全で安心して快適に生活することができるまちづくりを推進する。	防犯教室 年間24回  青色防犯パトロール 年間 600 回	防犯・交通安全課
⑤	女性防災クラブ員による防火啓発	住宅火災における死傷者の大半が高齢者であり、女性防災クラブ員が地域の独り暮らしの高齢者宅を防火訪問をし、火災予防を呼びかけることは大変有効と考えられ、今後も引き続き継続をしていく。 平成24年度においては16クラブにて2,515件の防火訪問を実施する予定である。 なお、未実施のクラブにあっては防火啓発活動への協力を依頼し、より多くの高齢者宅を訪問できるように努めていく。	防火訪問件数 3,000 件	予防課

【基本方向】 6. 新たな生活課題に対応するしくみづくり

【基本計画】 (1) 災害時の要援護者対策づくり

	事業名	事業内容	平成28年度数値目標	担当課
①	災害時要援護者名簿作成事業	災害時の安否確認や避難誘導等の支援を迅速・円滑に行うため、市と民生児童委員協議会との間で「災害時要援護者名簿作成委託」の契約を締結し災害時要援護者名簿の作成を行っている。	名簿登載同意率を高めていく	福祉政策課
②	救急医療情報キット	一人暮らしや家族不在時に災害や急病で倒れてしまった場合に、その人の医療情報や緊急連絡先等の情報を記載した用紙を入れたキットを、災害時要援護者名簿登録者（名簿登載拒否者除く）全員に「救急医療情報キット」として配布をしている。	継続実施	福祉政策課



# 資料編

## 奈良市地域福祉推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 奈良市地域福祉計画を円滑に推進実施する体制を整備するため、奈良市地域福祉推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 奈良市地域福祉計画の進捗状況の確認に関すること。
- (2) 奈良市地域福祉計画の進捗に対する検討及び協議に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民団体を代表する者
- (2) 市民から公募した者
- (3) 社会福祉を目的とする団体及び事業者を代表する者
- (4) 保健・医療関係団体を代表する者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、5年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進会議に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、推進会議の会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、福祉政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、平成18年9月28日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年12月28日から施行し、改正後の奈良市地域福祉推進会議設置要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

## 「奈良市地域福祉推進会議」委員名簿

(敬称略)

	役 職 名	委員氏名
市民団体を代表する者	自治連合会会長	竹 村 健
	万年青年クラブ連合会会長	東 出 和 彦
	P T A連合会会長	畑 中 康 宣
	奈良商工会議所青年部会長	山 口 尚 紀
公募した者 市民から	(社福) 青葉仁会 障害者支援施設「萌あおはに」施設長	山 出 哲 史
	(社福) 秋篠茜会理事	栄 孝
および事業者を目的とする団体 社会福祉を目的とする団体	民生委員・児童委員協議会連合会会長	櫻 井 寛 明
	心身障害者・児福祉協会連合会会長	坂 下 美 恵 子
	奈良県精神障害者地域生活支援団体協議会代表	中 舎 有 子
	(社) 認知症の人と家族の会奈良県支部代表	屋 敷 芳 子
	ボランティア連絡協議会会長	松 村 啓 子
	老人福祉施設連絡協議会会長	秋 吉 美 由 紀
代表する者 保健・医療 関係団体を	医師会会長	広 岡 孝 雄
代表する者 社会福祉 協議会を	社会福祉協議会常務理事	上 谷 勝
	社会福祉協議会評議員	小 西 英 玄
有する者 学識経験を	同志社大学名誉教授	井 岡 勉
	大谷大学教授	山 下 憲 昭
	元奈良大学講師(奈良市社会教育委員)	向 野 幾 世

計 18 人

## パブリックコメントの実施結果

奈良市では、平成25年1月29日から平成25年2月15日までの間、第2次奈良市地域福祉計画（素案）に対する意見募集を行いました。寄せられた意見の概要と寄せられた意見についての本市の考え方を次のとおり示します。

### 1. 意見の提出状況

- (1) 意見の提出件数 4件  
 (2) 意見の提出方法 持参 4件

### 2. 意見の概要及び市の考え方

意見の概要	市の考え方
<p>1. (2) 【小地域ネットワーク活動の促進】</p> <p>地方公共団体が市民、地域団体、ボランティア団体、事業者を福祉資源として使っているように思う。住民のために地方公共団体があるので、住民同士による支え合いを増進する政策が必要。例えば、住民同士が知り合う社交場を設けるべき。奈良市で発生する問題は地方公共団体が解消するのではなく、住民同士で解決する方法を模索し、国債残高が増える現在、税によるサービスは低減すべき。</p>	<p>○市民、地域団体、ボランティア団体、事業者の参画・協働のもと地域福祉の推進があると考えており、決して福祉資源という考え方ではございません。地域において発生する問題を地域の住民等により解決できるよう、行政として支援していくことは、非常に重要なことと認識しており、支援の方策については、社会情勢の変化に対応しながら検討していかなければならないと考えております。</p>
<p>2. (1) 【相談支援体制の充実】</p> <p>精神障害者1級と2級のハードルが離れすぎているため、2級でも程度がかなり悪い方もいる。対象等級が1級のを2級まで広げてほしい。障害者が子育てするのは、大変なことが多いので、総合的に理解し、適切に助言できる体制、施策をお願いしたい。</p> <p>4. (1) 【バリアフリーの推進と交通手段の確保】</p> <p>パーキングパーミット制度を組み込み、先行導入をお願いしたい。</p>	<p>○今後も地域と連携を取り、相談体制が充実していくよう努めてまいります。</p> <p>○外見では分かりにくい内部障害をお持ちの方の場合、身体障害者用駐車場の利用がしづらい場合がある等のご意見もいただいており、市域に関わらず広域的な問題であり関係課とも連携を図ってまいるとともに、奈良市バリアフリー基本構想においても検討をおこなってまいります。</p>

意見の概要	市の考え方
<p>5. (1)【女性・子ども・子育て支援の推進】</p> <p>子育て支援には熱心だが、方策は全くの見当違い。子育ての責務は親であり、役所ではない。保育園やバンビホームの時間延長はナンセンス。親が愛情を持って育むことで、子どもは自然に親や年寄りを大切にしなければという気持ちが芽生える。そのような社会環境を作ることが先決。</p>	<p>○子育ての中心には保護者がおり、子育ての責務を担うのは家庭であります。役所が子育てするものではないとのご意見はおっしゃる通りと思います。</p> <p>しかしながら、全国的に少子化が進行している中で、核家族化や女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労形態の多様化により子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化等により家庭や地域での子育て力が低下しており、市には、子どもを安心して生み育てられる環境づくりが求められています。</p> <p>子どもにとって保護者は、保護者にとって子どもは、共にかけがえのない存在です。更に、地域の中で、年齢をこえた温かい人間関係の中で子育てできることは、子育てに負担感、孤立感を持ちがちになる保護者にとっては、心のゆとりと安心感をもたらします。</p>
<p>【その他】</p> <p>文章だけにとどまらず、実行できるよう財政的な支援も含めてよろしくお願ひしたい。</p>	<p>○計画を策定するうえで、その計画が実行されなければ意味のない計画になってしまいます。</p> <p>そのために、毎年各施策の進捗状況を点検し改善を要すべき点については検討を行うことで計画の実施を進めてまいります。</p>



奈良市地域福祉計画 平成25年3月

発行／奈良市 保健福祉部 福祉政策課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

TEL 0742-34-4994

FAX 0742-34-4598

Eメール [fukushiseisaku@city.nara.lg.jp](mailto:fukushiseisaku@city.nara.lg.jp)